平成 30 年度

自　己　点　検　評　価　書

平成 30(2018)年 6 月

大阪芸術大学

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・ 1

Ⅱ．沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

基準１　使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
基準２　学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
基準３　教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
基準４　教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
基準５　経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
基準６　内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1．建学の精神・基本理念としての「5 項目の教育理念」

大阪芸術大学の開学は昭和 39（1964）年 4 月 1 日である。当初浪速芸術大学として設置認可されたが、昭和 41 年（1966）年 9 月に大阪芸術大学に名称変更された。開学に当たって学校法人塚本学院創設者である塚本英世が述べた芸術教育に対する考え方が、5 項目からなる教育理念としてまとめられ、以後の本学の建学の精神及び大学を形成する基本理念の中核として機能している。以下はその原文である。

「自由の精神の徹底」

学と芸の総合大学として秩序ある体系の上に自由の精神に基づき、私学としてのみ可能である学科編成を目ざして高等教育にエポックを劃したい。

「創造性の奨励」

本大学芸術学部は芸術における狭義の創造性にとどまらず、科学技術・産業・交通・通信・政治・行政その他社会活動全般にわたり創造性を奨励したい。

「総合のための分化と境界領域の開拓」

近代における学と芸は、専門化の一途をたどりその専攻分野は極端なるセクショナリズムに陥るという弊害がしばしば見受けられるが、本学はこれを絶対に排し総合のための分化及び専門化であることを絶えず確認し、特に境界領域における学と芸の盲点的存在となっている部分を注視し、新分野の開拓につとめたい。

「国際的視野にたっての展開」

東洋の日本、世界の日本という認識のもとに我国特有の学と芸に関する優れた伝統を国際的視野に立ってこれを深く掘り下げ、伝統の形式に囚われることなく、伝統の持つ精神を高揚して新しい芸術の伝統を展開したい。

「実用的合理性の重視」

本学は阪神産業地帯をヒンターランドとして開設されている立地条件にかんがみ、学と芸の実用的合理性を尊重してこれを実現したい。

2. 本学の使命・目的

本学の目的は芸術学部、通信教育部及び大学院の教育課程ごとに定められ、それぞれの学則の第１条で定められている。

大阪芸術大学学則

第１章　総則

（目的）

第１条　本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。

大阪芸術大学通信教育部規程

第１章　総則

（目的）

第１条　大阪芸術大学通信教育部（以下「通信教育部」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。

大阪芸術大学大学院学則

第１章　総則

（大学院の目的）

第１条　本学大学院は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、美及び芸術の理論並びに制作等を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の美及び芸術理論とその制作等に裏づけられた人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。

本学では建学の精神をふまえ、大学の使命・目的を補完するため人材育成の基本方針となる「教育目的」を次の通り定めて運用している。

大阪芸術大学の教育目的（人材育成方針）

本学は高度の学と芸を教授・研究し、それぞれの専攻分野に関し、民主社会における指導的人材を知と愛の精神をもって育成することを教育目的とする。

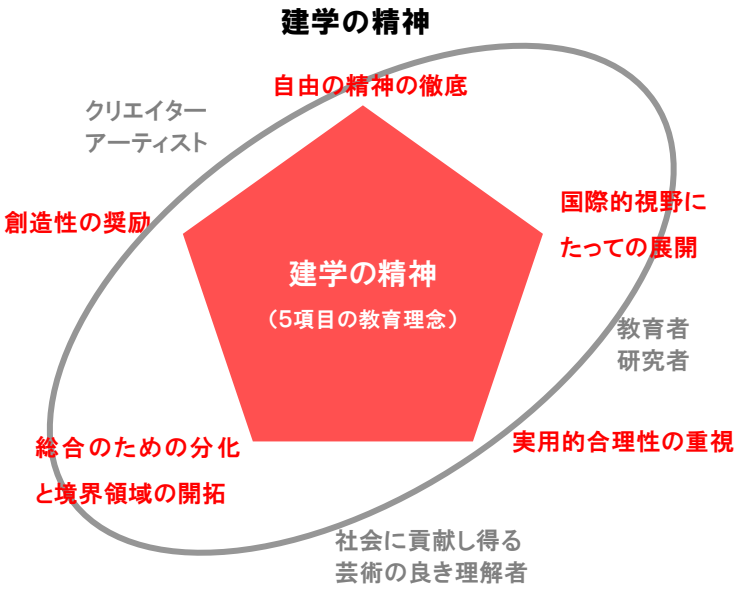

大学の使命・目的

（大阪芸術大学学則第1章第1条）
（大阪芸術大学通信教育部規程第1章第1条）
本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。

（大阪芸術大学大学院学則第1章第1条）
本学大学院は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、美及び芸術の理論並びに制作等を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の美及び芸術理論とその制作等に裏付けられた人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。

3. 本学の個性・特色

大阪芸術大学の最大の特色といえるのは、この教育理念を推進するべく構築された「総合芸術大学」ともいえる教育組織である。すなわち、芸術系大学として日本最大級の学科・コース数を擁し、芸術のほぼ全ての領域を網羅しており、芸術学部、大学院及び通信教育部の課程を擁し、多様な学びのニーズに対応することが可能である。以下に教育理念との関連をふまえながら、その設立の経緯について述べていく。

昭和 39（1964）年の開学当初は芸術学部美術学科（絵画・写真・社会芸術専攻）、デザイン学科（グラフィック・インダストリアル＜クラフトを含む＞・インテリア専攻）の 2 学科体制であった。この学科・専攻構成は、狭義の芸術の専門領域だけでなく、関西産業界復興に伴うデザイン教育の重要性、写真や社会芸術といった社会活動の中での創造性の教育を具現化した、当時では先進的な学科・専攻構成であった。

創設者である塚本英世は、これらを「極端な芸術至上主義を排し、産業社会や日常生活に密着したデザイン部門をはじめとして、絵画、工芸、写真なども社会芸術としての性格を強調したいと考えている」、また「純粋芸術と応用芸術の差別を廃し、自由に材料のもつ法則とか、可能性あるいは材料と人間との相互関係を探究して、豊かな想像力を伸ばしていくことを主眼としている」と述べている（「浪速芸術大学入学案内」より）。いわゆる「自由の精神の徹底」、「創造性の奨励」及び「実用的合理性の重視」の理念をここに見ることができる。

その後、昭和 40 年代の 10 年間の間に学科増設及び施設の拡充・整備を行い、1 学部 14 学科体制となる。その中には放送学科、映像計画学科（現　映像学科）、環境計画学科（現　建築学科・環境デザイン分野）、舞台芸術学科、芸術計画学科といった、現代では他大学でも設置されているものの、当時としては極めて独創的、画期的な学科がある。

これらは、昭和 39（1964）年の開学時に実施されたキャンパス設計のコンペティション実施要項中に、既に学科設置構想として示されており、まさに「総合のための分化」の過程によって、計画的に作られたものである。

平成 5（1993）年度以降の大学院芸術文化、芸術制作両研究科の開設及び平成 17（2005）年度の芸術研究科への改組転換、平成 13（2001）年度の通信教育部開設により、教育課程の多様化を進めた。また、従来の専門領域にとどまらない分野への対応も積極的に行っており、平成 15（2003）年度に音楽学科ポピュラー音楽コース（現　演奏学科ポピュラー音楽コース）、平成 17（2005）年度にキャラクター造形学科、平成 22（2010）年度に初等芸術教育学科、平成 24（2012）年度に放送学科声優コース、平成 29（2017）年度にはアートサイエンス学科を新たに開設し現在の 15 学科に至っている。

これらも上記の教育理念、特に「総合のための分化と境界領域の開拓」によるダイナミズムの延長線上にあるもので、今後も教育組織の総合性及び柔軟性を本学の特色として、さらなる展開を目指しているところである。

ここで、「国際的視野にたっての展開」についても触れておきたい。塚本は「芸術の国際交流を盛んにし、現在行っている海外著名教授の招聘のみならず、交換教授、交換留学生を制度化し、国際的視野にたって教育研究を進めていこうと考えている」と述べている（「浪速芸術大学入学案内」より）。平野英学塾を起源とする本学はもともと国際化への志向が強く、昭和 40 年代の学科増設と同時に国際化への取り組みを本格化させた。海外の著名研究者、芸術家及びデザイナーなどを多数客員教授として招聘し、特別講義を実施した。また、昭和 47（1972）年にアメリカ美術大学連盟（現　アメリカ美術大学協会〈AICAD〉）に加盟した。これは外国の大学として初めての加盟で、現在でも日本で唯一の加盟校である。主な取り組みとしては、夏期に海外セミナーを加盟大学先で実施し、本学学生が現地での授業、実習を受けるとともに、学生との交流や美術館の訪問を行うもので、ここでの活動が授業単位として認定されるなど当時では画期的なものであった。この取り組みは後に加盟大学間での単位互換協定、留学制度等への整備に発展し、さらにカリフォルニア美術大学やシカゴ美術大学といった一流校との姉妹校協定を結ぶに至っている。

アジア圏では昭和 47（1972）年に韓国の弘益大学校、昭和 61（1986）年に中国の上海大学美術学院（現　上海美術学院）と姉妹校協定を締結した。両校とは交流作品展を相互で開催するとともに、教員・学生がそれぞれを訪問して研修やワークショップを受講するなど交流を深めている。

近年ではウィーン音楽・表現芸術大学との姉妹校協定による音楽系学科間の相互留学制度、海外セミナーの実施、ミラノ工科大学ポリ・デザイン協会への国際セミナーを実施してきており、「国際的視野にたっての展開」という理念を体現しているものといえる。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

大阪芸術大学は、昭和 20（1945）年、初代学長塚本英世が平野英学塾を設立したことに始まる。平野英学塾は後に、浪速外国語学校、浪速外国語短期大学、浪速短期大学（現大阪芸術大学短期大学部）へと発展する。当初、昭和 29（1954）年に設置された浪速短期大学保育科（現　保育学科）と附属幼稚園を中心に、保育・幼児教育への取り組みを主にしていた。

ここから美術・音楽教育への機運が高まり、昭和 32（1957）年の大阪美術学校の開校、

昭和 35（1960）年の浪速短期大学デザイン美術科（現　デザイン美術学科）及び広報科（現　メディア･芸術学科）の設置へと至る。これらは戦後の関西美術･デザイン･メディアの大物、新進気鋭を教員として迎え、産業界の期待に応えるべく、関西の美術、デザイン教育をリードし、多数の人材を生み出した。

この美術、デザイン教育への注力を集約して、昭和 39（1964）年には大阪府南河内郡河南町において浪速芸術大学を設置し、2 年後の昭和 41（1966）年 9 月に大阪芸術大学と名称を変更した。以後教育理念に基づいた学科増設及びキャンパス・施設の整備が進められ、近年では大学院、通信教育部が設置されるなど、日本最大級の総合芸術大学として、幾多の有為な人材を輩出し、現在に至っている。

以下は本学の主な沿革である。

年	事項
昭和 20（1945）	平野英学塾を開設（昭和 21 年 3 月 31 日迄）
昭和 21（1946）	財団法人浪速外国語学校（3 年制）を創立、平野英学塾を発展的解消
昭和 24（1949）	浪速外国語学校（各種学校）に改称
昭和 26（1951）	学校法人浪速外語学院を設立
	浪速外国語短期大学を設置
昭和 29（1954）	浪速外国語短期大学を浪速短期大学に改称、保育科第 1 部・第 2 部を設置
昭和 32（1957）	大阪美術学校（各種学校）を設置
昭和 35（1960）	浪速短期大学にデザイン美術科、広報科を設置
昭和 39（1964）	浪速芸術大学芸術学部美術学科・デザイン学科を設置
昭和 41（1966）	学校法人浪速外語学院を学校法人塚本学院に改称
	浪速芸術大学を大阪芸術大学に改称
昭和 42（1967）	芸術学部建築学科・文芸学科を増設
昭和 43（1968）	芸術学部音楽学科・放送学科を増設
昭和 45（1970）	芸術学部写真学科・工芸学科を増設
昭和 46（1971）	芸術学部環境計画学科・音楽教育学科・演奏学科・映像計画学科を増設
昭和 48（1973）	芸術専攻科（美術・デザイン・建築・文芸・音楽各専攻）を設置
昭和 49（1974）	芸術学部舞台芸術学科・芸術計画学科を増設
昭和 53（1978）	芸術専攻科（写真・工芸・音楽教育・演奏各専攻）を増設
昭和 56（1981）	塚本英世記念館芸術情報センターを設置
	大阪芸術大学附属大阪美術専門学校を設置
昭和 61（1986）	芸術学部映像計画学科を映像学科に名称変更
昭和 62（1987）	白浜研修センターを設置
平成 3　（1991）	大阪芸術大学芸術学部の入学定員変更
	（900 人→1,590 人　終期平成 12 年 3 月 31 日）
平成 4　（1992）	菅平高原研修センターを設置
平成 5　（1993）	大学院芸術文化研究科芸術文化学専攻（修士課程）を設置
平成 7　（1995）	大学院芸術文化研究科芸術文化学専攻（博士後期課程）を設置

平成 9 （1997）	大学院芸術制作研究科芸術制作専攻（修士課程）を設置
平成 10（1998）	総合体育館を設置
平成 12（2000）	大学院芸術制作研究科芸術制作専攻（修士課程）入学定員変更（30 人→60 人） 芸術学部入学定員変更（900 人→1,245 人）
平成 13（2001）	通信教育部芸術学部美術学科、デザイン学科、建築学科、文芸学科、音楽学科、放送学科、写真学科、工芸学科、映像学科、環境計画学科を開設
平成 14（2002）	大阪芸術大学博物館を設置
平成 15（2003）	芸術学部環境計画学科を環境デザイン学科に名称変更
平成 17（2005）	大学院芸術文化研究科博士課程及び芸術制作研究科修士課程を芸術研究科博士課程（前期・後期）に改組転換 芸術学部キャラクター造形学科を設置、音楽教育学科を学生募集停止 通信教育部芸術学部環境計画学科を環境デザイン学科に名称変更 芸術劇場を設置
平成 20（2008）	大阪芸術大学ほたるまちキャンパスを開設
平成 22（2010）	芸術学部初等芸術教育学科、通信教育部初等芸術教育学科を開設
平成 24（2012）	芸術学部環境デザイン学科を学生募集停止 通信教育部芸術学部工芸学科、環境デザイン学科、映像学科、放送学科を学生募集停止
平成 26（2014）	大阪芸術大学スカイキャンパス開設
平成 27（2015）	大阪芸術大学ほたるまちキャンパスを廃止
平成 29（2017）	芸術学部アートサイエンス学科を増設

2. 本学の現況（平成 30（2018）年 5 月 1 日現在）

・大学名　大阪芸術大学

・所在地　大阪府南河内郡河南町東山 469

・学部の構成

・学部及び大学院の構成

［芸術学部］美術学科、デザイン学科、建築学科、文芸学科、音楽学科、放送学科、
工芸学科、写真学科、環境デザイン学科、演奏学科、映像学科、
芸術計画学科、舞台芸術学科、キャラクター造形学科、
初等芸術教育学科、アートサイエンス学科

［大学院］　芸術研究科　前期課程　芸術文化学専攻、芸術制作専攻
後期課程　芸術専攻

［通信教育部］美術学科、デザイン学科、建築学科、文芸学科、音楽学科、放送学科、
写真学科、工芸学科、環境デザイン学科、映像学科、
初等芸術教育学科

・学生数、教員数、職員数

・学部及び大学院の学生数（収容定員は学則上のものを掲載）

［芸術学部］

学科	入学定員	収容定員	在学生数
美術	55 名	220 名	288 名
デザイン	190 名	760 名	933 名
建築	50 名	200 名	236 名
文芸	60 名	240 名	276 名
音楽	45 名	180 名	195 名
放送	155 名	620 名	726 名
写真	30 名	120 名	147 名
工芸	40 名	160 名	152 名
映像	80 名	320 名	404 名
演奏	80 名	320 名	291 名
舞台芸術	170 名	680 名	779 名
芸術計画	30 名	120 名	97 名
キャラクター造形	150 名	600 名	762 名
初等芸術教育	30 名	120 名	138 名
アートサイエンス	80 名	320 名	160 名
計	1,245 名	4,980 名	5,584 名

［大学院芸術研究科］

専攻	入学定員	収容定員	在学生数
芸術文化学（前期）	20 名	40 名	6 名
芸術制作（前期）	60 名	120 名	72 名
芸術（後期）	20 名	60 名	24 名
計	100 名	220 名	102 名

［通信教育部芸術学部］

学科	入学定員	収容定員	在学生数
美術	180 名	660 名	96 名
デザイン	120 名	440 名	68 名
建築	230 名	860 名	166 名
文芸	180 名	660 名	68 名
音楽	240 名	880 名	333 名
写真	120 名	440 名	47 名
工芸	―	―	9 名
映像	―	―	2 名
環境デザイン	―	―	3 名
初等芸術教育	130 名	460 名	61 名
計	1,200 名	4,400 名	853 名

・教員数

所属	教授	准教授	講師	助手	計
芸術学部	163 名	50 名	10 名	1 名	224 名
大学院	―	―	―	4 名	4 名
通信教育部	3 名	4 名	4 名	―	11 名
計	166 名	54 名	14 名	5 名	239 名

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

事実の説明及び自己評価

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、芸術学部、通信教育部、大学院において、それぞれ表 1-1-1 のとおり定めている。この目的は、本学の教育活動、人材養成に関する基本的かつ総括的な方針として、学則の第 1 条に規定するものである。

また､本学では建学の精神を踏まえ､使命･目的を補完する人材育成の基本方針として、教育目的を表 1-1-2 のとおり定めている。

表 1-1-1

規程名	条文
大阪芸術大学 学則	第１条　本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。
大阪芸術大学 通信教育部規程	第１条　大阪芸術大学通信教育部（以下「通信教育部」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。
大阪芸術大学 大学院学則	第１条　本学大学院は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、美及び芸術の理論並びに制作等を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の美及び芸術理論とその制作等に裏づられた人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。

表 1-1-2

学校名	教育目的
大阪芸術大学	本学は高度の学と芸を教授・研究し、それぞれの専攻分野に関し、民主社会における指導的人材を知と愛の精神をもって育成することを教育目的とする。
大阪芸術大学大学院	本学大学院は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、美及び芸術の理論並びに制作等を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の美及び芸術理論とその制作等に裏づけられた人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。 博士課程前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け鋭い芸術的感性を養い、美及び芸術における理論研究と芸術制作等の能力を錬磨し高度の専門性を備えた研究者、実務専門家及び芸術家を育成することを目的とする。 博士課程後期課程は、美及び芸術の理論と芸術の制作等に関する専門家として自立して研究や制作の活動を行うのに必要な高度な能力及びその基礎となる豊かな学識、さらには、専攻分野における研究や制作の指導能力を養うことを目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的は学則第 1 条において簡潔に定められており、それを補完するための人材育成の基本方針である「教育目的」も明確かつ簡潔に文章化されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、教育理念を推進するべく構築された「総合芸術大学」ともいえる教育組織である。芸術系大学として日本最大級の学科・コース数を擁し、芸術のほぼ全ての領域を網羅している。また、芸術学部に加えて、大学院及び通信教育の課程を設け、多様な学びのニーズにも対応している。

昭和 39（1964）年の開学当初は、芸術学部美術学科（絵画・写真・社会芸術専攻）とデザイン学科（グラフィック・インダストリアル＜クラフトを含む＞・インテリア専攻）の 2 学科体制であった。この学科・専攻構成は、狭義の芸術の専門領域だけでなく、関西産業界復興に伴うデザイン教育の重要性、写真や社会芸術といった社会活動の中での創造性の教育を具現化した当時では先進的な学科・専攻構成であった。

創設者である塚本英世は、これらを「極端な芸術至上主義を排し、産業社会や日常生活に密着したデザイン部門をはじめとして、絵画、工芸、写真なども社会芸術としての性格を強調したいと考えている」、また、「純粋芸術と応用芸術の差別を廃し、自由に材料のもつ法則や可能性、あるいは材料と人間との相互関係を探究して、豊かな想像力を伸ばしていくことを主眼としている」と述べており、建学の精神である「自由の精神の徹底」、「創造性の奨励」、「実用的合理性の重視」の理念をここに見ることができる。

その後、昭和 40 年代の 10 年の間に学科の増設及び施設の拡充・整備を行い、1 学部 14 学科体制となる。その中には放送学科、映像計画学科（現　映像学科）、環境計画学科（現　建築学科・環境デザイン分野）、舞台芸術学科、芸術計画学科といった現代では

他大学でも設置が見られるものの、当時としては極めて独創的、画期的な学科がある。

これらは、昭和 39（1964）年の開学時に実施されたキャンパス設計のコンペティション実施要項の中に既に学科設置構想として示されており、まさに「総合のための分化」の過程によって計画的に作られたものである。

平成 5（1993）年度以降の大学院芸術文化、芸術制作両研究科の開設（平成 17（2005）年度に芸術研究科へ改組転換）、平成 13（2001）年度の通信教育部開設により、教育課程の多様化を進めた。また、従来の専門領域にとどまらない分野への対応も積極的に行っており、平成 15（2003）年度に音楽学科ポピュラー音楽コース（現　演奏学科ポピュラー音楽コース）、平成 17（2005）年度にキャラクター造形学科、平成 22（2010）年度に初等芸術教育学科、平成 24（2012）年度に放送学科声優コース、平成 29（2017）年度にはアートサイエンス学科を新たに開設し現在の 15 学科に至っている。

これらも上記の教育理念、特に「総合のための分化と境界領域の開拓」によるダイナミズムの延長線上にあるもので、今後も教育組織の総合性及び柔軟性を本学の特色として、さらなる展開を目指しているところである。

また、塚本は「芸術の国際交流」にも精力的に取り組み、海外の著名研究者、芸術家及びデザイナーなどを多数客員教授として招聘し特別講義を実施した。さらに、昭和 47（1972）年にはアメリカ美術大学連盟（現　アメリカ美術大学協会〈AICAD〉）に加盟。これは本国外の大学としては初めての加盟で、現在でも日本で唯一の加盟校である。主な取り組みとしては、夏期に海外セミナーを加盟大学先で実施し、本学学生が現地での授業、実習を受けるとともに、学生との交流や美術館の訪問を行うもので、ここでの活動が授業単位としても認定されるなど当時では画期的なものであった。この取り組みは後に加盟大学間での単位互換協定、留学制度等の整備に発展し、さらにカリフォルニア美術大学やシカゴ美術大学との姉妹校協定の締結へと至っている。

アジア圏では、昭和 47（1972）年に韓国の弘益大学校、昭和 61（1986）年に中国の上海大学美術学院（現　上海美術学院）と姉妹校協定を締結した。両校とは交流作品展を相互で開催するとともに、教員・学生がそれぞれを訪問して研修やワークショップを受講するなど交流を深めている。

近年ではウィーン音楽・表現芸術大学との姉妹校協定による音楽系学科間の相互留学制度、海外セミナーの実施、ミラノ工科大学ポリ・デザイン協会への国際セミナーを実施してきており、「国際的視野にたっての展開」という理念を体現しているものといえる。

1-1-④　変化への対応

本学創設時の建学の精神（5 つの理念）を基本理念の中核に据えた上で、その精神の具現化に向けて、また、大学教育に対する質保証等の社会的要請に対応すべく、芸術学部においては、平成 24（2012）年に学科別の入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）を、平成 28（2016）年には、学科別の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を制定した。これら 3 方針（ポリシー）については、社会情勢や教育環境の変化、教育課程（カリキュラム）の改定に機敏に対応できるよう、定期的・継続的な見直しが図られている。

改善・向上方策（将来計画）

本学の目的は、教育活動及び人材養成に関する基本的かつ総括的な方針として、学則に定めているものである。開学以来、本学では建学の精神及び大学の使命・目的を明確に定めて学内外に明示しており、今後もこれを継承していく。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

事実の説明及び自己評価

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

本学では、規程や規則、方針等の策定にあたっては、各部署等の起案者から提出される規程案について、常務会にて発議がなされ、その後、学長はじめ専任教員で組織される教授会において審議、承認の手続きによって教職員の理解と支持が得られている。また、教授会での承認事項は、最高意思決定機関である理事会にも報告がなされ、役員の承認、理解と支持が得られるよう意思決定の仕組みが整えられている。

建学の精神、使命・目的は、本学の教育研究活動の根幹を成すものであり、その理解と支持が広く教職員に得られるよう、大学機関紙（広報紙）等にも掲載し配布することにより周知と共有を図っている。

1-2-②　学内外への周知

本学の建学の精神、5 項目の基本理念、大学の使命・目的及び教育目的は、大学ホームページをはじめ、大学案内や学生便覧に掲載することで周知が図られている。

学院創立 50 年(平成 7(1995)年)、同 60 年(平成 17(2005)年)の周年事業の際に発行された記念誌においても、創立以来の沿革とともに基本理念が記載されている。

さらに、入学希望者等に関しては、進学説明会やオープンキャンパスにおいて、パワーポイントやスライド等の視覚資料を用いた説明も行っている。

1-2-③　中長期的な計画への反映

本学では使命・目的の達成のため、毎年、当該年度の事業計画を策定しその履行に取り組んでいる。

平成 29（2017）年度には、新校舎（アートサイエンス学科）の建設、芸術学部初等芸術学科及び通信教育部初等芸術学科に保育士資格課程の開設、教員の研究活動支援、中途退学者対策、施設改修を重点項目として計画し、各事業に取り組んだ。平成 30（2018）年度は、前年の研究活動支援、中途退学者対策の取り組みを継続しつつ、産官学連携事業の推進、キャラクター造形学科棟（新校舎）の建設や芸術情報センター地下 1 階にブックカフェの開設等、施設・教育環境面の充実を計画している。

教育研究活動に係る事業計画について、現在は年度ごとの計画となっており、5 年、10 年といった中長期に亘る計画の策定には至っていない。使命・目的等を踏まえた 10 年後、20 年後の将来を視野に入れた長期的なビジョン（将来構想）の策定が今後の課題である。

1-2-④　三つのポリシーへの反映

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、“建学の精神を体現し、クリエイター、教育者、そして芸術の良き理解者として社会に貢献し得る能力を学修していること”を求めており、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）、アドミッション・ポリシー（入学者選抜方針）は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた内容となっている。

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

本学における教育研究組織は表 1-3-1 に示すとおりである。

表 1-3-1　教育組織・教育課程編成（平成 30（2018）年 5 月 1 日現在）

学部・研究科	学科・専攻	開設年度	コース・分野・研究領域（大学院）	ｶﾃｺﾞﾘｰ
芸術学部	美術	昭 39	油画、日本画、版画、彫刻	造形
	デザイン	昭 39	グラフィックデザイン、イラストレーション、デジタルアーツ、デジタルメディア、空間デザイン、プロダクトデザイン、デザインプロデュース	
	工芸	昭 45	金属工芸、陶芸、ガラス工芸、テキスタイル・染織	
	建築	昭 42	（建築、環境デザイン）	
	写真	昭 45	（ファインアート、プロフェッショナル、映像表現）	
	ｱｰﾄｻｲｴﾝｽ	平 29	（アートエンターテインメント、先端デザイン）	
	放送	昭 43	制作、アナウンス、広告、声優	ﾒﾃﾞｨｱ
	文芸	昭 42	（創作、ﾉﾝﾌｨｸｼｮﾝ・文芸批評、出版・編集、翻訳・講読）	
	映像	昭 46	（映画、映像、シナリオ、映像学）	
	芸術計画	昭 49	（アートプロデュース、イベントプロデュース）	
	舞台芸術	昭 49	演技演出、ミュージカル、舞踊、ポピュラーダンス、舞台美術、舞台音響効果、舞台照明	
	ｷｬﾗｸﾀｰ造形	平 17	漫画、アニメーション、ゲーム、フィギュアアーツ	
	音楽	昭 43	音楽・音響デザイン、音楽教育	音楽
	演奏	昭 46	ピアノ、声楽、管弦打、ポピュラー音楽	
	初等芸術教育	平 22	初等教育、芸術療法	教育
通信教育部芸術学部	美術	平 13		造形
	デザイン	平 13		
	建築	平 13		
	写真	平 13		
	文芸	平 13		ﾒﾃﾞｨｱ

	音楽	平 13		音楽
	初等芸術教育	平 22	初等教育、芸術療法	教育
大学院	博士課程前期			
芸術研究科	芸術文化学	平 17	芸術学、文芸学・演劇学、音楽学、環境・建築芸術学	
	芸術制作	平 17	絵画、彫刻、デザイン、環境・建築、工芸、映画・映像、舞台、文学創作、器楽、声楽、作曲	
	博士課程後期			
	芸術	平 17	芸術文化学、芸術制作	

注）コース・分野・研究領域のうち、括弧書きのものは、コース個別のカリキュラムではなく、学科共通カリキュラムの中で設定された、学習可能な分野である。

本学は、建学の精神及び教育目的に則って芸術領域における科学技術の進歩など社会変化によって生まれる新領域や境界領域に対して、積極的かつ柔軟にアプローチし、教育研究組織の整備に取り組んできた。これらは「造形」「メディア」「音楽」「教育」といったカテゴリーによって体系化が図られており、「総合芸術大学」としての組織形成の基本方針となっている。

近年では社会的なニーズを反映した学科・コースの開設が相次いでおり、平成 15（2003）年度「音楽学科ポピュラー音楽コース」（現　演奏学科ポピュラー音楽コース）、平成 17（2005）年度「キャラクター造形学科」、平成 22（2010）年度「初等芸術教育学科」、平成 24（2012）年度「放送学科声優コース」、平成 25（2013）年度「舞台芸術学科ポピュラーダンスコース」「キャラクター造形学科フィギュアアーツコース」、平成 27（2015）年度にはデザイン学科を 5 コースから「グラフィックデザインコース」「イラストレーションコース」「デジタルアーツコース」「デジタルメディアコース」「空間デザインコース」「プロダクトデザインコース」「デザインプロデュースコース」の 7 コースに改編、平成 29（2017）年度にはアートサイエンス学科を開設した。今後も学科・コースの新設や改組転換による整備に積極的取り組んでいく予定である。

通信教育部では、平成 13（2001）年度に芸術学部に準じた 10 学科を開設。その後、平成 22（2010）年度に教育課程の見直しを図り、7 学科体制へと学修領域の再編を実施した。

大学院では、芸術学部の学科、コースを基礎に専攻・研究領域を構成しており、学部課程との接続と整合性を重視している。芸術研究科博士前期課程には芸術制作専攻と芸術文化学専攻、博士後期課程には芸術専攻を設けている。

このように、芸術のあらゆる領域を網羅し、また、複数の課程を擁しているのが本学の教育組織の特色であり、それにより、芸術を学びたいという意欲のある者に様々な形で学びの場を提供できること、自らの専門性を深めつつ、様々な領域に触れ学ぶことが可能な体制が整えられている。

また、本学の教育研究活動を支援する附属機関は下記のとおり整備されている。

「芸術情報センター」には「図書館」、「藝術研究所」及び「博物館」が設置され、建造物自体のデザイン性も含めて、本学の特色ともなっている。

「図書館」は芸術系の図書館として教育研究及び学習をより充実させることを目的と

して、図書・楽譜・視聴覚資料・雑誌等を提供している。また、図書館機能に加え、ギャラリー及び展示・発表の場としても機能している。

「藝術研究所」は独自の調査研究補助制度による本学教員の共同研究の助成、紀要「藝術」の編集・発行、研究会・講演会の主催及び展覧会・コンペティションの開催等を行っており、主に研究面での支援に実績を挙げている。

「博物館」は平成 14（2002）年に大阪府から博物館相当施設として指定を受けた施設で、資料の収集・整理・保存とその公開展示を行うと共に、ギャラリースペースでの教員や学生の作品展示（発表の機会）を支援している。また芸術学部、大学院及び通信教育部の博物館学芸員の資格課程における「博物館実習」を実施するなど、教育の場としても機能しており、本学の教育活動の特色の一つとなっている。

「研修センター」は菅平高原研修センター（長野県上田市）と白浜研修センター（和歌山県西牟婁郡白浜町）の 2 ヶ所が設けられ、教職員・学生の福利厚生の他、学科・コースの学外研修やゼミ合宿、及びクラブ活動の合宿等に利用されている。

「大阪芸術大学テレビ（OUA-TV）」は本学のメディアセンター的な存在として、グループ各校が行うイベントの撮影・取材及びインターネット・ウェブサイトでの動画配信の他、映像学科や放送学科の授業への協力、民間イベントの取材協力に見られる産学連携事業など特色ある事業を実施している。

「サテライトキャンパス」として設けられた大阪芸術大学スカイキャンパス（大阪市阿倍野区阿倍野筋）は、教職員・学生の作品展示や本学の教育研究成果の発信と評価のフィードバックの場として教育上の効果を挙げている。

さらに、同一法人内に「大阪芸術大学短期大学部」、「大阪芸術大学附属大阪美術専門学校」、「大阪芸術大学附属幼稚園（4 園）」を擁しており、学生のスムーズな編入学の推進、教員の人事交流、展覧会、発表会等行事の共同開催によって、本学の教育研究に波及効果をもたらしている。

改善・向上方策（将来計画）

本学は、建学の精神や使命・目的及び教育目的についてさらに有効性のあるものにするべく、社会の変化や要請をふまえ、適切な教育組織、教育環境、実践ある教育活動等を改善・向上していく。それには、教育研究に係る運営組織、「自己点検実施委員会」をはじめ、「ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会」「教務委員会」「入試委員会」等において見直しを行っていく。

［基準 1 の自己評価］

本学では、建学の精神、使命・目的を開学以来 5 つの教育理念として明確に定めている。また、3 つの方針についても建学の精神、使命・目的を踏まえ適切に設定し、それに根ざした芸術教育を今日まで一貫して実践し、具現化に向けて努めてきた。

建学の精神・教育理念は大学運営の根幹を成すものであり、大学を構成する関係者の理解と支持を得ることが極めて重要であると認識している。またこれらが、学内のみにとどまらず、本学への入学希望者、学生、保護者、就職先企業等、学外のステークホルダーに対しても同様に得られるよう、各種媒体を通じた周知活動に取り組むところである。

基準 2. 学生

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

事実の説明及び自己評価

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシーを含めたいわゆる 3 ポリシーの見直しやその手順なども方向性がまとまらず、どのポリシーから着手すべきか、という議論レベルで進んでいない。入学希望者への周知は従来と変わらずホームページ、学生募集要項等の方法で行っている。

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

実態の把握、検証に着手していない。

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員充足率は 119%であり、定員については健全に管理できている。

改善・向上方策（将来計画）

3 ポリシーの見直しに速やかに着手するために、芸術学部のアドミッション・ポリシー、各学科におけるアドミッション・ポリシーと現行の入試のあり方を照らし合わせ、ポリシーに則した入学試験が実施できているか、入学試験で適正にポリシーに謳った内容が評価できているかを検証していくことを第一の課題とする。

通信教育部では、通信授業試験を大阪市内の短期大学部で実施するなど学生の利便性の向上につとめた。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

事実の説明及び自己評価

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

平成 24（2012）年から新入生全員を対象に一泊二日でフレッシュマンキャンプを実施している。新しく始まる大学生活への理解を促すとともに、教職員や同学年生との良好な関係性を築くこと、学びの意欲を向上させることを目的に、教員と職員が協働して企画・運営する取り組みとして定着している。また、学修支援の一環として保護者向けの教育相談会を開催し、教学、進路、学生生活について、保護者からの相談に事務職員が個別の相談に対応している。

平成 23（2011）年後期より事務組織機構に教務部教職相談室を設置し、教育実習や介

護等体験を含む教職課程全般の運営を行っている。また、教職課程運営委員会を設け、教員と職員との協働で教職採用希望者の支援を行っている。

附属施設の図書館は教員及び学生からの要望に対応する図書・雑誌の閲覧・レファレンスの充実に努めており、博物館は本学コレクションを主体とした展示により、授業との連携、学芸員資格課程の博物館実習の場として、教育支援の一端を担っている。

教授会、大学院委員会、通信教育部運営委員会等の審議機関や各種委員会には事務局から事務局長の他、担当部署の長、課員等が加わり、議事運営・進行及び審議について、教員、委員と連携を取りながら進めている。

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では大学院生に対する教育効果を高めるため、平成 11（1999）年度より大学院ティーチングアシスタント（TA）制度を導入している。TA は専任教員の補助者として、授業、実験及び実習科目の教育・研究業務の補助を担当する。学部生の指導補助は大学院博士課程前期課程の在学者が、大学院生（博士課程前期課程）の指導補助は大学院博士課程後期課程の在学者が行う。主なものとして造形系の科目では造形・色彩・構成・素材・材料に関する知識やデッサン力を有する人材を募集し、コンピュータの科目ではソフトの操作技能に習熟した人材、動態系の映像科目では映画制作の監督・脚本・演出面に関する知識や経験・サポート能力を有する人材、アニメーション関連の科目ではアニメ制作に関する知識・経験・コンピュータ技能・映像技術と知識を有する人材、音楽系科目では各楽器の技量・音楽的知識を有しアンサンブルの補助が行える人材、博物館実習に関わる科目では学芸員課程の知識や展示の知識を有する人材をそれぞれ募集している。平成 30（2018）年 5 月 1 日現在で 31 名が採用され、教員と共に学修支援の教育補助に携わっている。

また、大学院博士課程後期課程修了生の中から平成 30（2018）年 5 月 1 日現在で大学院嘱託助手 4 名が採用され､大学院合同研究室に常駐して大学院生をサポートしている。

TA 以外に卒業生の中から非常勤副手が平成 30（2018）年 5 月 1 日現在で 122 名採用され、各学科において実習等の授業の円滑な運営に寄与している。本学はオフィスアワーを定めていないが、各学科には合同研究室が置かれ、常に学生に開放されており、また少人数・グループでの演習及び実技・実習科目を多数開設することによって、学生と教員が日常的にコミュニケーションを取りやすい環境がつくられている。非常勤副手は各学科合同研究室に常駐し、学生からの相談や教員及び事務局からの照会等に対応するなど、それぞれの間をつなぐ存在として学修支援にあたっている。

また、木材加工・金属加工・ガラス加工・撮影スタジオ・舞台装置操作にはそれぞれ専門技術職員と舞台芸術学科にはインストラクターを配置している。平成 30（2018）年 5 月 1 日現在で合わせて 10 名が採用され学生をサポートしている。さらに音楽系の授業においてはピアノ伴奏要員 11 名と管弦打要員 41 名を配置し学生をサポートしている。

留年者及び退学者対策としては、履修・成績状況が思わしくない学生及び身体・精神面で不安を持つ学生に対しては把握次第、教務課及び合同研究室の他、学生課、キャンパスライフサポート室、保健管理室等が情報を共有・連携を取りながら、指導・相談にあたっている。

障害のある学生への配慮について、平成 29 年 12 月 1 日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を制定し、平成 30 年 4 月 1 日より施行している。障がい学生及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する窓口を、学生課、保健管理室、キャンパスライフサポート室、教務課、入試課、就職課、通信教育部事務室、人権・同和教育研究室とし、学生への合理的配慮に努めている。

障がいのある学生が入学してくる場合、入学前に本人、保護者やその他の関係者と担当学科の教員、関係部署職員でケース会議を行い入学後のサポート体制に努めている。

改善・向上方策（将来計画）

2-2-①　教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生生活委員会、FD 委員会や教務委員会において教職員協働で初年次教育、担任制の導入を検討し、学生への積極的な支援やサポートを行える体制を整える。教務課と学科の教務担当教員とで連携をとり、カリキュラムの理解への周知や時間割作成、教室配置など教職員協働での取組みを目指す。

2-2-②　TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

上記の課題のうち、オフィスアワーの設定については教養課程を手始めに、現在教務課において、必要の都度学生と教員を取り次ぐ場合と、あらかじめ一定の相談時間を設ける場合のメリット・デメリットを判断しながら検討しているところである。また、留年者及び退学者や学習意欲が低下している学生への支援については、今後も事務局各部署において情報共有・連携を進めるとともに、出席状況のきめ細かな管理・把握によって、担任制教員と共に早期の対応ができるよう検討を進めていく。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

事実の説明及び自己評価

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

就職・進路支援体制

就職部は、部長（教員兼務）ほか専任職員 8 人、非常勤職員 1 人で構成されている。また、就職委員会を設置して各学科の就職委員と常に連携を取りながら、学生の支援体制も行っている。就職部の主な業務は、次の通りである。

就職及び進路の適切な指導・助言・支援活動

3 年次の時点で進路登録票を提出させ、それを基に学生への就職情報の提供、進路面談など、進路支援に当たっており、専門を活かすことが出来る職種を希望する学生の期待に応えるよう努めている。また、学生の相談に積極的に応じており、就職活動方法・自己分析から業界･企業･職種などに至るまで個々の学生を対象にきめ細かな指導を行っている。同時に、採用試験に合わせて履歴書・自己紹介書作成、エントリーシートの書き方、模擬面接、ポートフォリオ作品などについても支援している。

就職及び進路等に関する情報の収集と発信

学生は学内外のコンピュータから本学求人票の採用情報や、約 20,000 社の企業情報・業種･職種･資本金･卒業生数などの企業情報を複合的に検索ができるように、コンピュータによる就職支援システムを導入しており、学生の業界研究や企業研究を行う際にも非常に有益なものとなっている。

企業訪問などによる求人開拓

学生が希望している企業への訪問及び、求人票を送付することなどで求人を開拓している。

また、新規に内定した企業を訪問し、今後の求人に繋げている。企業訪問では、内定のお礼及び「求める人物像」「採用において重視するポイント」「企業の雰囲気」などの声を聴き学生に伝え、就職部職員が企業と学生との架け橋の役割を果たしている。

就職・進路ガイダンス

3 年次から就職・進路ガイダンスを行っており、就職部の活用、自己分析、業界・企業研究、マナー、企業へのアプローチ、採用試験、内定、など就職活動・進路決定に関わる基礎的な事項を指導している。

進学希望者には、就職希望者と同じように進学に際しての指導・助言を行っている。本学大学院進学希望者に対しては学内説明会を実施している。

就職試験対策講座

採用試験に向けての対策準備を目的として、企業研究、面接、マナー、論作文、エントリーシート、SPI、プレゼンテーション、ポートフォリオ制作など、採用試験には欠かせない内容に関する講座を行っている。

就職試験模擬試験

企業等の採用試験で行われている一般常識試験、SPI 試験の模擬試験を本番に向けて対策準備を目的として実施している。また、模擬試験実施後に、試験解説ガイダンスや対策講座も行っている。

業界研究セミナー

アナウンス、デジタルクリエイティブ、映像、建築、映画・出版・広告、ＩＴ、ゲーム等の業界の企業から講師を招き、学生の業界研究や職種研究及び採用試験研究を支援する目的で業界研究セミナーを開催している。

業界・企業研究会及び学内合同企業説明会

3 年次を対象として、学内やスカイキャンパスで業界・企業研究会及び、学内合同企業説明会を 2 月と 3 月に開催している。学外で行われている合同企業説明会は芸術系大学の学生にとって魅力あるものが少ない中、この業界・企業研究会及び合同企業説明会は学生にとって大変有益なイベントとなっている。平成 29（2017）年度参加者は、延べ 2,050 人であった。4 年次を対象に 5 月にも同様の学内合同企業説明会を開催している。

インターンシップ

企業インターンシップは、就職部が主体となってキャリア支援の一環として行っている。2 年次および 3 年次、大学院 1 年次を対象として希望する学生を企業に派遣している。

学校インターンシップは 1 年次から 4 年次、および大学院生で、学校教員希望者を対象としている。いずれのインターンシップも単位認定は行わない。企業インターンシップは 5〜10 日程度の期間、学校インターンシップは原則として 1 年間（半年間も可能）、就業体験を行う。インターンシップの実施状況については下記の通りである。

表 2-3-1　インターンシップ実施状況

年度	企業インターンシップ（夏季・春季）		学校インターンシップ	
	企業数	参加学生数	学校数	参加学生数
平成 29（2017）年度	57	134	4	6

【エクステンションセンターによる資格取得支援】

本学学生の資格取得を支援し、キャリア教育を促進するべくエクステンションセンターを設置して、資格講座を立案・実施している。学生の専攻している領域と関連のある講座を多数開講しており、授業終了後に受講できるよう便宜を図っている。

表 2-3-2　エクステンションセンター開講講座

年度	講座の分野	講座の種類	参加学生数
平成 29（2017）年度	情報処理系、英語系、色彩系、 建築系、教養系	17	252

改善・向上方策（将来計画）

学生の就職活動に対応するために、常に就職・進路ガイダンスや就職支援対策講座などの内容を見直して、改善を図り実行していく。また、業界研究セミナーは企業を知る上で重要と考え、早い時期に企業（業界）を選定して、今年度開催できなかったセミナーを開催するようにする。

また、インターンシップは、社会に出て活躍出来る人材を育成するため必要と考え、さらに多くの学生が参加出来るよう、企業訪問によって受入れ企業の数を増やしていきたい。

エクステンションセンターによる資格講座についても、時代の変化に対応して新しい講座の開設や内容の見直しを行いたい。

2−4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

事実の説明及び自己評価

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【組織について】

「学生生活委員会」、「人権教育推進委員会」、「奨学生審査委員会」を設置し、事務担当部署として学生部を設けている。

〈委員会〉

組織として「学生生活委員会」は、学生の厚生補導及び福祉に関する事項について企画・協議の上、その執行にあたっている。近年は離籍（退学・除籍）者・率の減少を目標に、委員の教員と学生部が協働して、健康・精神面で課題を持つ学生への対応やカウンセリングに当たるケースが増え、その役割は大きくなっている。

「人権教育推進委員会」は、大阪芸術大学人権・同和教育基本方針に則り、本学の人権教育を推進する組織で、具体的には講演会、研修会により計画し実施している。法人本部人権推進委員会、法人本部総務人権推進室との連絡提携により、毎年 12 月の学内人権週間の期間中、講演会・人権映画上映・啓発パネル展示・人権標語・啓発ポスターの公募等に取り組んでいる。また、年 2 回の人権教育特別講演会開催など、人権意識を高める活動を実施している。

この二つの委員会組織は、学生部長を委員長とし、芸術学部 15 学科、教養課程、大学院研究科より選出された教員 17 人と事務職員で構成され、通常年 3 回開催している。

「奨学生審査委員会」は、本学学費全額免除特待生・奨学規程に定める奨学生の選考、資格の喪失及び給付の休止、本規程その他奨学制度に関する事項について取り扱う組織として設置している。委員長は学長とし、芸術学部 15 学科の学科長、教養課程主任教授、大学院研究科長の 17 人の教員と事務職員で構成されている。

〈事務局〉

学生部は学生課、保健管理室、キャンパスライフサポート室で構成される。

学生課の業務は、以下の通りである。①学籍に関すること②奨学金に関すること③寮・下宿に関すること④課外活動に関すること⑤その他福利厚生に関すること。

学生部キャンパスライフサポート室の業務は、①学生のカウンセリングに関すること②その他キャンパスライフサポート室業務に関することを取り扱っている。

学生部保健管理室の業務は、①学生の保健管理に関すること②その他保健室業務に関すること。

【学生生活の支援】

教育研究活動中の不慮の事故による怪我などに備え、全学生を対象に学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」という。）に加入している。また、初等芸術教育学科の学生や、教職、司書、学芸員といった資格課程履修者、インターンシップ申込者には、活動中に生じる対人・対物賠償に備えて、学研災付帯賠償責任保険にも追加で加入しており、これらの保険料については大学が負担している。

さらに学研災では補償が不足すると思われる場合の備えとして、学研災付帯学生生活総合保険の加入（任意）も案内している。

その他、課外活動クラブには、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険加入を

推奨しており、加入にあたっては費用を全額大学より負担している。

平成 26（2014）年 9 月より 100 円朝定食を実施。午前 8 時から 9 時まで第一食堂にて朝定食が 100 円で提供される。寮・下宿生をはじめとする朝食抜きの学生が、朝食を摂ることで脳も活性化され感性や創造力が磨かれ勉学に集中できるよう、また 1 時限目の授業への出席率が高まることも願い実施しており、好評を得ている。

学生が自動車通学を希望する場合、申請書と任意保険加入を必須としている。随時申請を受け付けている。平成 30（2018）年度にはキャンパスにより近い新駐車場の稼動を予定しており、学生の利便性向上が期待される。

スクールバスは、授業期間中を主として本学と喜志駅を結ぶ区間を無料で一日当たり 180～200 便運行している。また平成 26（2014）年度より本学と大阪（梅田）駅を結ぶ区間も時間を指定して運行開始した。運行時間 42 分（渋滞時除く最短時間）で本学と大阪（梅田）間を結ぶことにより、大阪（梅田）駅を利用する学生に対し有意義な時間を提供している。授業期間（前期 4 月～7 月、後期 9 月～1 月）で通学定期料金として半期 25,000 円で販売し、また片道乗車券として 300 円券も販売している。

大学登録団体（クラブ・サークル）には顧問（専任教員もしくは主任以上の事務職員）を配置しており、クラブ活動をする上で安全面の指導や活性化のための助言等を行っている。顧問に対しては、負傷時の応急マニュアルや顧問の役割など、安全な活動推進や諸事問題について情報交換をし、クラブ活動の活性化及び安全面の強化に取り組んでいる。

クラブ・サークル学生には、年に数回、消防署員の指導による AED を含めた救命講習会を実施している。毎年各クラブの部員の中で必ず一人は救命講習の知識を持てるよう、また学園祭開催前に学園祭実行委員会委員も全員受講している。

大学周辺の寮・下宿・ワンルームマンション紹介冊子を作成し、希望者に配付している。紹介する物件は開学より本学と連携を図り、大家には親身な対応をお願いしている。

【学籍相談】

休学や退学を検討している学生や保護者に対して、学生課窓口や電話を通して学生相談に応じている。平成 29（2017）年度は 488 件の相談に対応した。学生課窓口で受け付けた場合は学生課員が個室でヒアリングし、そこに至る経緯や理由を聞き取ることにしている。学業不振、人間関係の悪化、経済的理由、進路変更などその理由は多様であり、個々に応じた対策や措置を共に考え、迷いを感じる学生が学業を継続することが出来るよう教員や他部署との連携に繋げる事が狙いである。離籍者（退学者、除籍者）に対して、学生生活委員を中心に学科と事務局との連携を深めて、その抑制に取り組んでいる。

【経済的な支援】

〈奨学金業務の外部委託導入〉

平成 29（2017）年度から日本学生支援機構が所管する奨学金、本学独自の授業料 3 割減免制度に係る業務を外部企業に委託した。それまでは学生課員が業務に当たっていたが、他の業務との兼務であったり、奨学金受給者の規模がかなり大きく増加傾向にあった。特に日本学生支援機構による貸与奨学金は総学生の半数が貸与を受け、制度改定も

進んだことから、事務作業量が質量共に増大し、学生サービスの低下や職員の時間外勤務の問題が生じていた。

繁忙期や閑散期、平常業務や一斉受付・確認など業務に応じた人員の柔軟な運用、学生の待ち時間の減少や効率のよいスケジュール進行により学生サービスを向上させるために導入した。窓口のゾーニングの工夫、事務局内の認知が進んだことから、学生相談や学費管理との連携を図っている。

【通信教育部】

通信教育部事務室を設置し、専任職員が学習支援・教育相談を行っている。また、通信教育部運営委員会を設置し、学生サービス・サポート等についても議論を行っている。

電話による対応に加え、質問票による郵送・ファックスでの質問やインターネットを利用したウェブによる質問等、学生個々の環境に応じて大学とのコミュニケーションが可能となるように配慮している。

履修登録、面接授業申込等の事務手続きにおいては郵送のほかに、独自のウェブ学習支援システムを構築し、インターネットによる 24 時間受付を可能にしている。

面接授業期間中の図書館・インターネットルームなどの施設使用、福利厚生施設についても利用促進に努めている。

〈本学独自の奨学金制度〉

大阪芸術大学奨学金

2 年次～4 年次を対象に前年度の学業成績、人物ともに優秀であり、学費支弁の困難な学生を対象として、50 万円（80 名）支給する経済的支援を行っている。

学業優秀者奨学金

2 年次～4 年次対象に前年度の学業成績、人物ともに優秀な学生を対象として、50 万円（1 学年 40 人）を支給する経済支援を行っている。

大阪芸術大学緊急奨学金

家計支持者の死亡等により家計が悪化し学業継続が困難と申し出があった場合に、50 万円を支給する臨時採用奨学金制度を設けている。

大阪芸術大学震災・災害奨学金

災害指定地域に在住し、被害を受けた在学生（保護者住所を含む）に対して、見舞を兼ねた奨学金として支援している。なお、支給額は被害の程度により 60 万円を上限に 40、20、10 万円、軽微な被害の 50,000 円まで 5 段階に分かれている。

大阪芸術大学大学院学生研究奨励金

博士課程前期・後期の大学院生に対して研究の奨励を目的として、年間 40 人以内に 50 万円を支給している。

大阪芸術大学通信教育部奨学金

2 年次～4 年次の正科生対象に前年度の学業成績、人物ともに優秀であり、学費支弁の困難な学生を対象として、1 名につき年間 10 万円を支給する経済支援を行っている。

表 2-4-1　独自奨学金一覧（平成 29(2017)年度実績）

奨学金の名称	内容	支給学生数
大阪芸術大学奨学金（学部）※1	50 万円給付	80
学業優秀者奨学金※2	50 万円給付	81
緊急奨学金（家計支持者死亡に伴う臨時採用）	50 万円給付	2
震災・災害奨学金	5～60 万円給付	0
大学院学生研究奨励金	50 万円給付	38
大阪芸術大学通信教育部奨学金	10 万円給付	1
大阪芸術大学奨学金授業料 3 割減額免除※2	授業料 3 割減免	343

※ 1 平成 26（2014）年度以前入学生に通用　※2 平成 27（2015）年度 創設

〈本学独自の学費の軽減（経済的支援制度)〉

授業料 3 割減額免除

就学者を除く家計全体の所得金額が 218 万円以下の世帯の本学学生に対し、授業料 3 割を減額免除する制度を設けている。なお、入学金免除者の 3 割減額免除生を含め 1 学年 130 人以内を採用している。対象者は総学生数の 1 割弱を占め、有数の規模となっている。

卒業見込者が留年した際の学費の軽減

卒業見込を経た留年生に対して、履修登録単位数 1 単位につき 5 万円の学費と設定し、学費負担の軽減を行っている。

学内で進学（学部→博士前期→博士後期）した際の入学金の軽減

学部で進学する場合の入学金は半額、博士課程前期課程から博士課程後期課程へ進学した場合の入学金を免除することにより学内進学者への経済的負担の軽減を行っている。

大学院において修業年限を越えた者の学費軽減（独自・大学院）

大学院において、所定の期間在学し、所定の単位を修得したものが、学位論文提出のため在学する時の学費は、博士課程前期課程が半額、博士課程後期課程が 4 分の 1 として学位取得に対する支援を行っている。

学費の延納・分納

在学中の学生が、やむを得ない理由により学費の納入が困難になった場合、学費の延納（納付期限の延長)、または分納を許可している。

〈新入生対象の奨学金制度〉

学費全額免除特待生制度

一般入試（センター試験＋専門試験 方式）で一定以上の成績（専門試験の成績が200点満点中180点以上かつ大学入試センター試験2教科（2科目）の成績が200点満点中180点以上）の基準を満たした者を学費全額免除特待生とし、4年間の学費を全額免除する。

初年度授業料全額免除奨学生制度

一般入試（センター試験＋専門試験 方式）で一定以上の成績（専門試験の成績が200点満点中170点以上かつ大学入試センター試験2教科（2科目）の成績が200点満点中170点以上）の基準を満たした者の初年度授業料を全額免除する。

大阪芸術大学奨学金

入試成績優秀者130名の入学金を免除する。また授業料3割減額免除制度の条件を満たす者は入学前に採用となる。

「“世紀のダ・ヴィンチを探せ！”高校生アートコンペティション」学費免除制度

大賞受賞者は4年間の学費全額免除、金・銀・銅賞受賞者は入学手続納入金、審査委員長・部門別最優秀賞・特別賞は入学金を免除する。

「“すごいよ！キャンパスター”ヴォーカルコンテスト」学費免除制度

グランプリ受賞者は入学手続納入金免除とGIZA（レコード会社）との育成契約（メジャーデビューに向けた育成環境の提供）が、準グランプリ受賞者は初年度授業料、奨励賞は入学金を免除する。但し、育成契約に関しては、大阪芸術大学演奏学科ポピュラー音楽コース、または短期大学部メデイア・芸術学科ポピュラー音楽コースに入学する学生を対象としている。

ファミリー奨学金

本学に同時に在籍する者のうち、下位に入学した学生の入学金を免除。また、通学課程卒業生の兄弟姉妹が入学した場合、入学金の半額を免除。親子の場合も同様に免除する。

〈学外の奨学金制度〉

日本学生支援機構奨学金のほか校友会奨学金、地方公共団体・民間育英団体より多種にわたる奨学金の取り扱いをしている。奨学金情報の提供については、学内掲示板やホームページ、ガイダンス時の案内配付等で情報を提供している。

表 2-4-2　学外奨学金一覧（平成 29（2017）年度実績）

奨学金の名称	内　容	貸与・給付 学生数
学部　日本学生支援機構奨学金（第一種） 定期採用	無利子貸与	952
学部　日本学生支援機構奨学金（第二種） 定期採用	有利子貸与	2,032
大学院日本学生支援機構奨学金（第一種） 定期採用	無利子貸与	26
大学院日本学生支援機構奨学金（第二種） 定期採用	有利子貸与	6
学部　塚本学院校友会奨学援助金	卒業年度後期授業料の 半額以内	2
大学院塚本学院校友会奨学援助金	卒業年度後期授業料の 半額以内	3
学部　小野奨学会奨学金	月額 4 万円給付	29
大学院小野奨学会奨学金	月額 6 万円給付	2
あしなが育英会	月額 4 万円貸与	7
交通遺児育英会	月額 4～6 万円貸与	3
山口県ひとづくり財団	月額 5.2 万円貸与	2
香雪美術館奨学金	月額 4～5 万円貸与	1
大東育英会	月額 2 万円給付	1
茨城県稲敷市奨学生	月額 2.5 万円貸与	1
茨城県奨学生	月額 4 万円貸与	1
大分県奨学生	月額 5.4 万円貸与	2
船井奨学会	月額 1.6 万円貸与	3
中村積善会	月額８万円 （３万給付・５万貸与）	2
パル井口財団	月額 2.5 万円給付	1
朝鮮奨学会	月額 2.5 万円給付	2
文部科学省外国人留学生学習奨励費	月額 4.8 万円給付	10
ロータリー米山記念奨学会	月額 14 万円給付	1
大遊協国際交流・援助・研究協会	月額 5 万円給付	1
通信教育　日本学生支援機構奨学金（第一種）	無利子貸与	3
通信教育　日本学生支援機構奨学金（第二種）	有利子貸与	1

教育ローン

奨学金の他に、塚本学院教育ローン（三井住友銀行提携）、国の教育ローンを紹介することにより、経済的な問題の解消に努めている。また平成 24（2012）年度より経済

的に困難な学生の家計支持者を対象に信販会社オリエントコーポレーションより学費貸付を導入している。

アルバイト紹介

学生がインターネットの事前登録により、終日検索できるアルバイト紹介システムに参加している。また、より専門性を生かしたアルバイト紹介も実施している。

【課外活動への支援】

学生課では体育館、グラウンド等の練習場所の提供と部室等の施設の整備に対して支援を行っている。顧問・監督には試合や合宿に伴う交通費・宿泊費の旅費支援（1 回 5 万円上限〔実費〕・年 2 回まで）を行っている。

毎年 2 日間で約 2 万人の来場者がある学園祭へ 200 万円の援助金、及び企画内容の相談、指導を行っている。また警察署・消防署への実施届は学生課員が調整及び必要な場合は同行している。

大学としてチアリーダー、OUA ブラスバンドを創設し、応援依頼があるクラブに対し現地にて応援を行っている。

白浜（和歌山県）と菅平高原（長野県）にある福利厚生施設をクラブ・サークルの研修や合宿、レジャー等の場として学生料金にて開放している。

表 2-4-3　学生組織の一覧（平成 29（2017）年度実績）

組織名称	内容等
学生自治会中央委員会	学生の学生による学生のための自治組織。大学祭や各クラブの援助金の支給及び、学生の自主的活動を支援している。また新入生歓迎祭・夏まつり・球技大会・体育祭（クラブマッチ）等、積極的に自主企画を計画実施し、全学生がよりよい学生生活を送るための支援活動を行っている。
体育会	公認 21 団体により組織され、316 人が所属。
文化倶楽部連合	37 団体により組織され、音楽系、ダンス系、パフォーマンス系、研究系などの活動内容を有している。1,535 人が所属。
学園祭実行委員会	11 月 3 日・4 日開催の大学祭を主催する。数ヶ月の準備を費やし 2 日間で 13,000 人（実行委員会調べ）の来場者を集める。多彩な企画に人気がある学生の一大イベントである。

【健康相談、心的相談、ハラスメントに対する取組】

健康相談は保健管理室、心的相談はキャンパスライフサポート室、生活相談等は学生課で受け付けている。学生や相談内容が多様化し、部署間が連携の上、対応が必要なケースも多く、ネットワークシステム上での情報共有、部内連絡会での共有とカンファレンスなどを実施している。その上で、学科教員や教学関連部署と連携をとりながら対応する事例が増えている。

〈健康相談〉

保健管理室では、専任看護師 2 人を配置し、応急処置、健康相談と年度始めには健康診断を実施し学生の身体の健康相談・健康管理に関する支援を行っている。

また、健康増進法の一環として、スモーカー度チェックや肌年齢チェックを用いた喫煙防止教育への取組も行っている。また、アルコールパッチテストも実施し学生の飲酒に関しての指導も行っている。体育会系クラブに所属する学生に対して、毎年心電図の受診を行いクラブ中の事故を未然に防ぐ努力も行っている。

〈心的相談〉

キャンパスライフサポート室は、事務局と連携を保ち学生課と隣接することを活かし、名称を学生相談室から変更したことで学生が気軽になんでも相談しやすい場所となっている。精神科医（専任教員）1 人と常勤カウンセラー3 人を配し、常時学生相談に対応できる体制をとっている。個人面談室 2 部屋とフリースペースの部屋を用意し、学生への相談・カウンセリングを中心とした心のケアに関する支援を行っている。フリースペースとは学生が特別な相談がなくても自由に利用でき、流行の雑誌やフリードリンク（お茶やコーヒー、紅茶など）を用意しており、複数人が同時に自由に利用できる空間である。授業に出席する前後に身体や精神を落ち着かせる空間として継続的に利用する者も多い。また精神的な成長、仲間づくりやコミュニケーションできる場として「たこ焼きパーティー」「クリスマスパーティー」等の企画を実施する「ティーアワー」を年 5 回開催し、利用しやすい雰囲気作りに努めている。

表 2-4-4　保健管理室・キャンパスライフサポート室の利用状況（平成 29（2017）年度実績）

名称		年間相談件数			備考
		平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	
保健管理室		2,379	1,842	2,050	医師、看護師
ｷｬﾝﾊﾟｽﾗｲﾌｻﾎﾟｰﾄ室	個別	930	1,305	1,523	医師、臨床心理士
	ﾌﾘｰｽﾍﾟｰｽ	2,338	3,423	3,554	

〈ハラスメントに対する取組〉

ハラスメントに対する取組として、学生に対しては「学生生活を円滑におくるために」と「人権ハンドブック～人権問題をより深く理解するために～」の冊子を配布し、相談窓口の案内や対処方法への啓発に努めるとともに、教職員に対しては「ハラスメントって?!」のリーフレットを作成・配布することによりハラスメント防止に努めている。

【障がい等学生に対する支援】

障がいを有する学生が、授業等において配慮を必要とする場合、申し出に応じて学生部が中心となり、関係する学科や事務局部署を集めてケース会議を実施している。ケース会議では学生の置かれた状況の把握、希望の聞き取り、大学の基本的な姿勢の説明を

行った上で、建設的な対話を深めつつ、教育的な配慮、身体的・精神的なケアについて納得できる方策を検討する。その結果は学生部長名での配慮依頼書として履修する科目の担当教員に配付され、学生が各科目で適切な配慮を受けられるようになる。また希望者はキャンパスライフサポート室や保健管理室を通して継続的なカウンセリングやケアを受け、学生生活を円滑に送ることが出来る。また配慮依頼に至らずとも個別の配慮依頼や情報共有、その後の継続的なケアに至るケースもあり、多様な背景を持つ学生の受入れの一助となっている。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく本学の基本方針の制定や支援体制の確立に向けて準備中で、更なる支援の充実が期待できる。

改善・向上方策（将来計画）

経済的支援は、多様な予算を組み学生へ支援を行い、充実した制度として実施しているものの、さらに学生のニーズを踏まえて学修支援体制の検討を今後も続けていきたい。

課外活動支援では、学生自治や課外活動への参加率を高める策が必須である。大学生活の活性化に繋がる点を PR し、また意欲ある学生が参加しやすく、結果ややりがいが見えやすくなる仕掛けが望ましい。学生自治会と協働し、従来の規約や運用の見直しを進めている。

健康相談、心的相談、障がい者の学修支援については、知的、発達面で差し障りが生じる学生が増加しており、関係する教職員が症状や最新の動向について理解を深めるとともに、他部署間をコーディネートする能力が必要とされる。

離籍者の抑制については、連続欠席者への早期働きかけ、教職員に相談しやすい関係性の醸成と窓口の周知、モチベーションを維持・向上するイベントやレクリエーションの実施などが考えられる。従来実施してきたものを継続・見直しするとともに、他大学の例に学び有効な策を講じていく。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

事実の説明及び自己評価

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

【校地・校舎】

本学キャンパスは、大阪府南河内郡河南町にあり、近鉄南大阪線・長野線喜志駅から大学専用スクールバスにて約 10 分のところにある。校地・校舎とも大学設置基準上必要な面積を十分に充たしている。

本学キャンパスの校舎群は日本初の公開コンペティションによって設計され、その後およそ 20 年間にわたって整備が進められた。昭和 54（1979）年芸術選奨文部大臣賞を受賞した特色ある社会的評価の高いものである。

また、各施設・設備は十分に整備され、有効に活用されている。

表 2-5-1　本学の校地・校舎面積（平成 30（2018）年 5 月 1 日現在）

校地面積	設置基準上必要な校地面積	校舎面積	設置基準上必要な校舎面積
318,691 ㎡	49,800 ㎡	137,178 ㎡	40,746 ㎡

【施設設備の維持・運営体制】

法人本部内に基本計画検討委員会建築部会を設置し、　校地の整備、校舎の増改築等に係る基本計画の企画・立案を行っている。これらは財務部財務課が所掌している。

本学キャンパスの施設管理は庶務部庶務課が所掌しており、教員や各部署と連携して、改修や改善の要望に基づき施設の維持、管理に努めている。また事務局各部署は、当該部署が管理する設備等の改善と充実に努めている。

キャンパス全体の施設設備の清掃や管理・警備については庶務部庶務課が所管し、委託業者の協力を得ながら実施している。また、水道・電気・ガス・消防設備・空調設備・照明設備・エレベーター、ホール・ステージの昇降装置・照明設備等の点検も定期的に実施し、施設設備の良好な状態を維持するように努めている。特に、法律に基づき「特定建築物」として指定を受けている建物については、空気・空調設備・飲料水・雑用水・排水等の衛生上の維持管理を計画的に行っており、毎年、保健所による検査において衛生上の維持管理状況の検査を受け良好な状態を維持している。

身体障がい者対応としてスロープ、点字ブロック、音声・点字対応エレベーター、専用駐車場、身体障害者用トイレ、自動ドア等を導入している。

実習の授業で使用した廃液の処理や空気環境測定、産業廃棄物などの処理・対策についても関係法令を遵守し、委託業者の協力を得て廃棄・処理を行っている。また、廃液タンクの設備については、床面をコンクリートにすることによって地下水・土壌への漏洩汚染防止の対策を取り良好な環境を保つように努めている。

大学所有の自動車や教職員バス、学生送迎用として業者に委託しているスクールバスについても法定点検等を実施し安全な状態を保つように努めている。また、毎年、庶務課職員が「安全運転管理者法定講習」を受講し安全運転管理者として公用車の管理を行っている。特に、教職員が公用車を運転する際には、公用車学外運行管理簿に使用状況を記録することにより運行状況の管理及び安全運転の徹底を図っている。

また、環境保全のため大学内に芝生を植え、緑化に努めるとともに 12 号館、13 号館屋上には太陽光発電設備の設置、空調省エネシステム（ピークセーバー）の導入、LED 照明の設置等を通して省エネルギー対策も行っている。

【施設・設備の安全性確保】

基本計画検討委員会建築部会により学内の建物の建築・改修計画が立案され、安全性を確保するように努めている。建物の老朽化への対応として毎年計画的に耐震化を図っており、平成 27（2015）年度には 2 号館、20 号館、21 号館の耐震補強及びバリアフリー改修工事を行った。また、平成 28（2016）年度は、3 号館の耐震補強及びバリアフリー

改修工事を行っている。

平成 27（2015）年度には、駅と大学間の送迎を行うスクールバス及び教職員バスの運行にかかる安全性確保のため、車両が日々走行している大学正門から 11 号館前までの坂道の地盤・舗装の補強工事を行った。

また、消火器や消火栓等の消防用設備については、非常時への対応として総合点検及び機器点検を実施し、安全性を確保している。

【設備管理】

契約している設備管理会社がキャンパス内に常駐し、日々施設設備の保守管理に務め安全を確認するとともに、日々の電気・空調・給排水設備の管理・点検内容や電力使用料の作業日誌を庶務課に提出し、担当者間のコミュニケーションの充実を図っている。

また、設備管理室にはエレベーター監視装置や火災報知の受信盤等も設置され管理を行っている。この他に学内の建物の簡易な補修作業等も併せて行っている。

芸術系の総合大学であるためそれぞれの専門分野に相応しい施設、設備や実習室等に多数の機器を設置しており、それらの安全を確保するため定期的に点検を行っている。

【保安・防犯対策】

学内に常駐する警備業者が日々施設の巡回を行い、庶務課へ保安警備日誌を提出し、キャンパス内の安全確認を行っている。

構内入口及び 11 号館・総合体育館の 3 箇所に警備員室があり、学内巡回等を実施し、常時、不審者の侵入を未然に防ぐように努めている。また、構内入口や学生駐車場、教職員駐車場等には交通警備員を配置し、学内への自動車の進入も最小限に留め、自動車等による事故が発生しないように努めている。

キャンパス内の安全性確保のため、正門周辺や学内のエレベーターに防犯カメラを設置し防犯対策を行っている。また、学舎配置の大型案内板を設置し、避難場所や避難経路の明示等も行い緊急時対策を行っている。

各施設は庶務課を中心に管理されており、「施設・設備等使用許可願」を提出することで利用できる。授業時間外であってもこの許可願を提出することで、原則午前 9 時～午後 8 時まで利用することができる。また、許可された書類を警備業者に配付することにより、使用時の巡回・警備・使用後の施錠確認など、適切に対応している。

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

【主要施設】

＜塚本英世記念芸術情報センター＞

昭和 56（1981）年に竣工。キャンパスの基調デザインであるコンクリート打ち放しの外観を備えたスケール感豊かな建物で日本建築学会作品賞、日本芸術院賞、JIA25 年賞（社団法人日本建築家協会）・BELCA 賞（社団法人建築・設備維持保全推進協会）を受賞した。

地上 8 階・地下 3 階のセンターの中には、芸術情報資料が多数収集された図書館のほか、ドイツクライス社製のパイプオルガンを備えたホールなど多様な学科内容を反映し

た設備が入っている。学生はここで芸術に関する情報や表現に触れるほか、気軽に憩いの時間を過ごすことができる。本学の創設者である塚本英世初代学長を記念し、本学のシンボルとしての役割を果たす特色のある建築物である。

展示ホールは、学生・教員、学外の芸術家・クリエイターの創造の成果を展示・発表するための空間で、可動パネルを用い、展示内容に適した空間を構成・演出することが出来る。

実験ドームは、音響・映像による新しい表現を試すためのホールで、可動ドーム、吊り物等の舞台機構を備えているほか、マルチ映写、立体音響を用いることが可能である。

AV ホールは、映画上映や映像を利用した講演会など、視聴覚メディアに対応したホールで、特別講義やシンポジウム会場としても使用されている。

＜図書館＞

芸術情報センターの 2 階～4 階及び、地下 2 階に位置し、閲覧スペースは延面積 2,788 ㎡、書庫スペースは延面積 1,188 ㎡である。芸術各分野に関する専門書をはじめ、蔵書数は、和・洋書 260,774 冊、映像資料 18,670 点、録音資料 26,851 点、CD-ROM 等 381 点、楽譜 52,003 点、和洋雑誌(冊子体)396 タイトル、電子ジャーナル 7,303 種（うち外国語 7,232 種)、データベース　12 点、電子ブック 150 点である。

座席数合計 581 席、利用者用端末 27 台を有し、平成 29（2017）年度は開館日数 257 日、入館者数は 75,407 人で、貸出冊数は 26,245 冊、貸出者数 16,269 人である。

「ウィリアム・モリスコレクション」をはじめとしてヴィクトリア朝時代の絵入り芸術雑誌や挿絵本、「ラファエル前派コレクション」「万国博覧会（ロンドン、パリ等）関係資料コレクション」等の貴重書を収集・保存している。これらのコレクションは、定期的に 4 階展示コーナーで展示し、一般にも公開している。また、図書館ホームページ上では、所蔵品展についての解説も公開している。

通常授業期間中の開館時間は、平日 9:20～19:20、土曜 9:20～15:40（第 1・3 土曜のみ 18：20 まで）である。日曜・祝日は休館となっている。また、通信教育部のスクーリング期間中も開館（平日 9：20～17：40、土曜 9:20～15:40）し、通信教育部生も利用している。

各学科の研究室には、研究室別置図書として図書館資料を別個に保管し、利用できるようになっている。なお、当該資料については、該当学科の学生だけではなく、図書館を通じて他学科の学生も利用できるようになっている。また、2 階閲覧室の中央には、各学科の指定図書や各学科の教員が推薦する図書を配置しているので、学科を越えて利用されている。

さらに閲覧室以外に視聴覚資料閲覧室、視聴室、学習室（多目的ルーム)、共同研究室があり、授業・ゼミ等や図書館の各種ガイダンスでの使用の他、学生グループの自主的な学習・研究活動にも使用している。

＜博物館・ギャラリー施設＞

博物館

本学博物館は平成 14（2002）年に大阪府より博物館相当施設として指定された。大学

開学以来、教育・研究のために収集してきた国内外の優れた芸術作品・資料の保存・展示を行っている。19 世紀末の初期モデルから 20 世紀半ばまでの蓄音機コレクション、世界で 4 セットしかないアンリ・カルティエ＝ブレッソン写真コレクション、20 世紀のグラフィックデザインの大きな流れの一つであるスイス派の作品など、近・現代の貴重な芸術作品・資料を所蔵している。これらのコレクションを広く社会に公開していくと共に博物館学芸員の資格取得に必要な実習も行っている。

博物館事務室を設置し、学芸員有資格者の職員を配置して所蔵品の保存管理、所蔵品展開催、博物館実習実施、展示施設貸出管理、所蔵品貸出等の業務を行っている。

ギャラリー

総合体育館 1 階に設置した体育館ギャラリーは博物館事務室管理のもと、学生が自分の作品を展示するためのスペースとして機能しており、主に造形・メディア系の学生が各自展覧会を自主的に企画・実施している。

＜体育関係施設＞

総合体育館

平成 10（1998）年に竣工。斬新なデザインにより、大阪府建築士会より大阪都市景観建築賞、第 46 回大阪建築コンクールにおいて大阪府知事賞を受賞している。館内には大小のアリーナ、トレーニングルームなど体育施設のほか、インターネットルーム、ギャラリー、書店、売店、食堂、喫茶店などが設置されており、学生が気軽に過ごすことができるコミュニティ空間となっている。体育の授業の他、各種の全学的イベント、入学式・卒業証書授与式、附属幼稚園の運動会、大学祭、クラブ活動（バレーボール部・バトミントン部・バスケットボール部）等に利用されている。

グラウンド

本学には、グラウンドを 3 箇所設置しており、総合体育館の裏手には、弓道場・アーチェリー場・テニスコート 3 面を併設した人工芝のグラウンド（約 20,500 ㎡）を設置している。陸上競技・野球・サッカーの種目に対応する広さで、体育の授業の他、クラブ･サークル活動に利用し､夜間照明も完備しているため午後 8 時まで使用可能である。また、大学所在地の河南町より災害時における避難場所として総合体育館第 1 アリーナとともに指定を受けている。

平成 22（2010）年 8 月には、10 号館裏手に第 2 グラウンド（約 39,000 ㎡）を新設し、陸上競技用のトラックを整備している。以上の他に、大学の隣接地である南河内郡太子町にもグラウンドを設置し、少年野球チームに練習場所として貸し出している。

総合体育館やグラウンド等の体育設備については、授業、クラブ活動以外にも開放時間を設け、希望する者が自由に使用出来るようにしている。体育施設では体育系クラブに配慮して、グラウンドに人工芝や夜間照明を設置したことにより、クラブ活動が活発化している。

＜情報教育施設＞

総合体育館1階にインターネットルームを設置し、学生の学習支援を目的に、コンピュータ（Windows 73台・Mac 52台 合計 125台）と大判プリンターを備え、インターネット接続及び制作活動を支援している。授業期間中のインターネットルームの開室時間は、平日10：00～19：40、土曜日10：00～15：00である。日曜・祝日は、開放していない。また休暇期間中は、平日10：00～17：00、土曜日10：00～12：00に開室し、大規模なコンピュータのメンテナンスもその期間中に行っている。

コンピュータの教育環境は、コンピュータ基礎教育及び授業目的・内容に合わせて 9 号館 5 階にコンピュータ教室(Windows 51 台)、10 号館 5 階にコンピュータ教室(Windows 253 台・Mac 155 台）を設置し、本学の特徴である芸術教育支援のための制作ソフト（画像系・3D 系・音楽系等）を各種導入し学修環境の整備に努めている。

また、平成 26（2014）年度には学生の発想力・表現力養成の場としてラーニングコモンズ化の整備を行った。

＜実習施設＞

芸術劇場

平成 17（2005）年 10 月に竣工。舞台芸術を学ぶ大学の中でも屈指の舞台実習施設で、舞台・客席（569 席）・照明・音響設備・楽屋などの劇場設備を完備している。さらに、舞台芸術学科研究室、舞台表現演習室など館内に設置し、舞台芸術学科を中心に授業、実習を行っている。毎年、学年ごとに学内公演や卒業公演を開催し、授業で培った能力を発揮できる場として活用されている。

舞台は、主舞台とそれに続く奥舞台兼組立場の大きなスペースを設け、1 階席の床を上下に可動させてオーケストラピットや舞台に転換でき、様々な演劇・演奏・オペラ・ミュージカル等の公演・研究発表が可能である。

20 号館ホール

舞台芸術学科の発表・実習の場として、舞台装置・音響・照明等の設備を備え、学生が主となって実習ができる場所となっている。

撮影所

平成 13（2001）年に竣工。延床面積約 1,100 ㎡の広さを誇る撮影所は、高さ 10ｍの遮音壁構造で形成された 2 つのスタジオ棟と屋外作業所で構成されている。スタジオ内には、日本間・洋間の据え付けセットが設けられ、季節や天候の制約に関わらず、計画的にイメージとおりの撮影が可能である。映画撮影の現場で蓄積されたノウハウを反映し、映画制作に最適化された設備の撮影所で映像学科学生たちによる制作が行われている。

映画館

平成 21（2009）年 10 月に完成。7 号館 1 階実習ホールを改装して 35 ㎜・16 ㎜フィルム映写機及び DLP プロジェクターによる大画面での映写、ドルビーサラウンド 6.1chEX の

圧倒的な臨場感あふれる音響再生によって、一般の映画館と同等のクオリティを持つ小劇場を設置する。（屋内面積 101 ㎡・客席 119 席）

学生たちによる映像作品の試写や学内行事に使用している。

音楽関係設備

講義、演奏会などに用いられる多目的ホールとして、3 号館ホール・14 号館ホールがあり、吹奏楽・オーケストラやグループによる授業・実習、演奏会や研究発表に使用されている。また、3 号館・5 号館にはピアノレッスン室が 47 室、練習室が 57 室あり、個人レッスンや自主練習に使用されている。練習室は学生の申し込みによって自由に練習できる。

また、ポピュラー音楽コース専用のスタジオとして、23 号館レッスンスタジオ・アンサンブルスタジオがあり、防音設備・保有機材は録音スタジオレベルの質と量を完備している。専用ミキサー卓やマイク・アンプ・キーボード類が揃い、デモ音源の録音も可能である。この他に、9 号館にはレコーディングスタジオがあり、CD の制作や音響作品の収録等が可能であり、6 号館の音楽スタジオでは、録音・編集機器を備えた専用のスタジオで電子楽器の機材も保存されている。

放送学科関係設備

放送学科内には、メディア産業での活躍を目指す学生が多く、声優・アナウンス等のコースを開設し、制作現場と同様の実習が可能であるテレビスタジオ・アフレコスタジオ等の実習室やハイビジョン中継車等も完備している。平成 27（2015）年には、アフレコスタジオを増設した。この 2 箇所のスタジオでは洋画やアニメのアフレコ実習を行っている。

ガラス工芸設備

ガラス工芸の実習施設には、1 階にブローベンチや吹きガラスの作業ができる工房、2 階に平面研磨機、片軸研磨機、ダイヤモンド平面研磨機を備えるガラス加工室・展示室、3 階に電気炉を有するガラス鋳造室、サンドブラスト室、バーナーワーク室を備え、学生のあらゆる制作を可能にしている。

アートサイエンス学科棟

平成 29(2017)年 4 月に開設したアートサイエンス学科の拠点となる校舎建設に際し、平成 29 年 5 月 26 日に地鎮祭を行った。新校舎は正門から続く坂道を上りきった場所に建設する。設計は世界的に著名な建築家・妹島和世氏で、丘の上という立地に合わせ、丘と一体化したような、なだらかなカーブを描く外観で、地上 2 階地下 1 階からなる。平成 30（2018）年 11 月竣工の予定である。

その他

芸術系大学のため、カリキュラムの大部分が実習・実技系科目であり、各学科が特色のある実習スタジオやホール等の実習施設を擁している。実習施設等においては、芸術

学部や通信教育部及び大学院の学生が年間を通じて、施設・設備を授業以外でも、作品制作等の場として有効に利用している。芸術劇場や撮影所は同様の施設としては他に類を見ない規模のもので、特色ある施設・設備として、学内外から評価されている。また、平成 26（2014）年度には、受動喫煙防止対策のため屋外喫煙ブース、食堂内には女性専用のパウダールームや一人でも食事を取りやすいブースを設置した。

平成 27（2015）年度には、グループ活動や課題解決学習などを取り入れたアクティブラーニングの重要性が着目されてきている中、自由な空間として講演やグループ交流、大型プロジェクターを使用してのプレゼンテーション、展示会場としてフレキシブルに使用できる空間としてデザイン学科棟 1 階にプロジェクトラボ室を設置した。

＜学内テナント＞

学内には、業務契約により、テナントとして食堂・喫茶・パン店・画材店・楽器店・書店・カメラ店等多様な店舗を設置している。毎年、学生のニーズに対応できるように双方確認の上、契約書を交わしている。また、藤井寺保健所が中心となって開催している「中ブロック大学等食環境整備連絡会議」に参加し、学生食堂を通じて学生の食育環境の改善にも取り組んでいる。

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

建物のバリアフリー対策、視覚障がいの学生に対する配慮として、施設面では点字ブロック、音声・点字対応エレベーターを設置、設備面では音声読み上げソフト導入パソコン、点字プリンター、点字パソコンを導入している。

また、肢体不自由の学生に対しては、スロープ・専用駐車場の整備・車椅子対応トイレ及び障がい者用エレベーターを設置している。

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

教養科目を中心とした講義科目については、同一科目を複数クラス開講した上で、各クラスの学科を指定するなどして、履修者を分散させる努力をしている。また、教養科目の英会話やコンピュータを使用する科目､専門関連科目の主開講学科外の学生などは、あらかじめ受講可能者数を設定し、希望者が受講可能者数の上限を超えた場合は抽選で受講可能者を決定している。

教養科目では履修登録数の上限を 20 単位までとし、受講者数の抑制、及び学生の学修時間の確保に努めていたが、平成 27（2015）年度入学生からは、教養科目に限らず実習も含めた卒業所要要件科目の履修登録単位数の上限を設けた。これに加え、進級要件として卒業所要要件科目の修得単位数を各学科、各学年に設定した。この結果、教養科目では平成 26（2014）年度と平成 27（2015）年度を比較すると、受講者数が減少している科目が 6 割ほどある。導入 2 年目にあたる平成 28（2016）年度においては、教養科目では受講者数は大幅な減少が見られず、むしろ科目によっては大きく増加している。トータルで見ると、教養科目は前年度よりも増加しているが、専門関連科目の受講者数は、前年度より減少している。これは、平成 27（2015）年度入学生から教養科目の余剰分が自由選択科目としてカウントされるようになった影響だと考えられる。平成 30

（2018）年度には、平成 28（2016）年度以降履修者が増加傾向であった英語系科目の開講クラスを増やし、履修者を分散させた。また、履修者が多かった講義科目についても、開講曜日時限を見直したうえでクラス数を増やし、適正人数での開講に努めた。開講科目について条件（担当者や開講曜日時限、開講クラス数等）がそれぞれ異なるため、単純比較することはできないが、大幅な受講者数の減少や増加の見られる科目については、今後、開講クラス数や開講曜日時限等を見直し、適切なクラスサイズでの授業を運営できるよう努めたい。

各学科の専門教育科目における演習、実習科目については、人数の多い学科では同一科目を複数クラス開講し、教室のキャパシティや設備・備品などの兼ね合いも含め、適正な人数での指導に努めている。

時間割の工夫や複数クラスの開講だけでは学生数の多い学科には対応できないため、学科・科目に特化した専用教室を順次用意している。平成 26（2014）年度には、舞台芸術学科に音響効果コースの教室を増設し、前年度まで音響効果教室として使用していた教室を演技・ダンスなどの身体表現系の教室として仕様を変更した。また、学生数が減少傾向のある美術学科の実習室を整理し、舞台芸術学科の演技・舞踊などの身体表現系の教室として改築した。平成 27（2015）年度から講義教室をアフレコスタジオと身体表現系の演習室に改築し、アフレコスタジオは放送学科の専用教室として、演習室は放送学科を主とし、身体表現系の科目を持つ学科の教室として使用している。

改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年度より新学科を増設するにあたり、新校舎の建築と現存学舎の解体、学科配置の見直しなどを行う。

校舎の増改築の際に、身体障害者用トイレの設置等バリアフリー対策を進めてきたが、今後も引き続き充実を図っていく。サイン表示も車椅子用トイレから多目的トイレへと変更する予定である。平成 26（2014）年度には、健康増進法に規定されている受動喫煙の防止対策として屋外喫煙ブースの設置、総合体育館インターネットルームのラーニングコモンズ化整備、第一食堂の一人でも食事が取りやすいブースなどを設置する改修工事等も実施し、平成 27（2015）年度にはグループ活動、大型プロジェクターを使用してのプレゼンテーション、展示会場へとフレキシブルに対応できる場として 10 号館 1 階にプロジェクトラボ室を設置した。平成 30（2018）年には、芸術学部に新たに設置したアートサイエンス学科の新校舎（アートサイエンス学科棟（仮称））を竣工予定である。今後も校舎・施設の整備を進めていくとともに、設備・機器についても最新のものに更新していく。

今日、環境保全に対して大学としての社会的責任は益々高まる傾向にあり、本学も単にハード面だけで環境対策を行う時代から、環境教育を行なうことにより環境問題を理解できる学生を社会に送り出す時代へと変わらなければならない。それと同時に今後も芸術表現を通して、また、総合芸術大学の特色を生かして地球環境に優しい大学を目指す必要がある。

授業を行う適正な学生数を確保するために抽選で受講者数を決めている科目があるが、抽選に漏れる学生が希望通りの履修登録をすることができないという問題がある。また、

抽選で受講可能となった学生が、後に必須科目との重複に気づき当選科目の取消を申し出ることがある。抽選に漏れる学生がいる一方で当選を辞退する学生がいるという状況を打開できるように改善していきたい。抽選の必要な科目の予備登録システムを構築し、必須科目との重複チェックなどを予備登録の時点で行うような仕組みを作ることが今後の課題である。平成 30（2018）年度より履修者を早期に確定されるために追加募集を廃止した。今後は時間割の組み換えや抽選科目の見直しにより、適正な学生数での授業を目指したい。

平成 26（2014）年度以前入学生については、教養科目にのみ履修登録単位数の上限を設けていたが、平成 27（2015）年度入学生より、卒業所要要件科目すべてに対し、履修登録単位数の上限を設ける条項を履修規程に加えた。これにより教養科目の履修者数は、導入 1 年目ですでに大きく減少傾向が確認できたが、2 年目の今年度は前年度ほどの減少が見られない。各開講科目の履修者数の推移を見ながら、クラス数や時間割の整備を行い、より適正なクラスサイズを目指す。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

事実の説明及び自己評価

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

教育目的の達成状況を点検・評価するための方法として、授業科目ごとに、授業評価アンケートを実施している。一般的な質問項目の他、自由記述欄があり授業以外の学科の状況に係る内容等についても記載され、次学期・年度以降の教育研究活動の改善・向上に反映させている。アンケートの結果は授業担当教員へ科目ごとの回答を周知し、また学科ごとの集計結果をまとめ、FD 委員会を通して各学科へフィードバックし、組織的に実施・活用している。

また、新入生アンケートを実施し、志望動機、本学に期待することなどを汲み取り、教育活動及び入試広報に取り入れる試みを行っている。また、就職課では就職先・進路状況の調査に加えて、就職相談の利用状況などの調査を実施し、学生支援に役立てている。

事務局及び学科研究室の日常業務においては、普段寄せられる教職員・学生のニーズを吸収し、反映させるよう努めている。

平成 27（2015）年度より、CAP 制を導入した。資格課程に必要な科目取得に配慮し、資格課程の科目単位を履修制限から除き、時間割の重複による資格課程科目の履修見送りが改善されている。また、履修制限により、学修時間の確保と、各学科のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づく本来の体系的な学修計画が組まれるように履修指導に反映し、努めている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生自治会中央委員会主催で公認団体の代表者が集まってリーダーズ会議を実施している。この会議の主な目的は年度更新時に、新幹部を招集して課外活動に関する仕組みや手続きの説明をすることである。この会議には学生課も参加し、事務局と学生の信頼関係の構築と、課外活動を通じた学生生活の活性化に向けて助言し協働しやすい環境づくりを心がけている。

中央委員会が中心に意見を取りまとめ改善できるところは独自で取り組み、大学に対しての意見･要望などは要望書として提出され､実現可能なところから取り組んでいる。

平成 28（2016）年度から実施している「卒業生アンケート」では施設、支援・サービス、キャンパスライフについての設問があり、要望の把握・分析を行っている。満足度は概ね標準的である。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

卒業生アンケート（平成 29（2017）年 3 月実施）から、施設設備に関する満足度は高い。ただ、学内食堂に関する要望事項が多く、業者に対し改善することの検討を求めている。

改善・向上方策（将来計画）

アンケートの結果は､それぞれの教育活動へ反映されており有効に活用されているが、これらのアンケートは当初教務課、入試課及び就職課の各課単位で実施され、それぞれの業務改善が目的であった。そのため、結果が各課内での活用にとどまり、大学全体として、教育目的の達成状況を測るといった観点での活用がやや不十分であった。今後は授業評価アンケート等の調査方法や質問項目の見直しによる多角的な調査と、結果データの共有・公表方法を含めた教育活動への反映が有効に機能する仕組みの構築に取り組んでいく。

［基準 2 の自己評価］

建学の精神、教育目的等を踏まえた入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）を学部、大学院それぞれに定め、さらに学科ごとに設定し、ホームページで公開し運用している。

入学者選抜については AO、推薦、指定校推薦、スポーツ推薦、一般、センター試験利用入試と多様化・多元化を進めており、多彩な能力、資質を持った学生を受け入れている。在籍学生数は入学定員を満たしており、適正である。

教育目的、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）についても、建学の精神をふまえ設定し､『大学案内』､『学生便覧』及び本学ホームページにおいて公表している。教育目的やカリキュラムポリシーの達成に向けて、様々な施策を実施し、特色としている。

大学院ティーチングアシスタント（TA）制度を導入し、大学院嘱託助手、非常勤副手等とともに実習等の授業の円滑な運営に寄与している。

就職部では「就職・キャリア支援プログラム」を作成し、ホームページに掲載し周知している。また1年次から4年次にかけ就職・進路ガイダンスを実施している。進学希望者には、就職希望者と同じように進学に際しての指導・助言を行っている。さらに就職試験対策講座、適性診断、就職試験模擬テスト、業界研究セミナー、学内合同企業説明会、キャリアガイダンス、インターンシップの実施、エクステンションセンターによる資格取得支援などに取り組んでいる。

授業科目ごとに授業評価アンケートを実施し、教育目的の達成状況を点検・評価するための方法の一つとしている。結果は授業担当教員へ科目ごとに周知し、また学科ごとに集計し、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を通して各学科へフィードバックしている。

学生支援、厚生補導の組織として「学生生活委員会」、「人権教育推進委員会」、「奨学生審査委員会」を設置し、事務担当部署として学生課を設けている。本学独自の奨学制度など経済支援が充実している。健康相談は保健管理室、心的相談はキャンパスライフサポート室、生活相談等は学生課で受け付け、相談内容の多様化に伴い3部署が常時連携をとりながら対応する体制も整っている。学生自治会からの要望書提出により改善に取り組むなど、学生の意見を吸い上げるシステムも機能している。

大学設置基準に定める必要教員数を充たしており、また教職課程を置く学科については教職課程認定基準を充たしている。実習・実技指導に必要とされる充分な教員を確保し、伴奏要員、技術職員など、教員とともに授業を支える職員を置いている。

教員の採用・昇任は規程に基づき行っている。ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を設置し、授業アンケート、授業参観、教員発表会を実施している。また毎年度、研究業績について報告を求めている。

人権研修は、毎年、理事長を委員長とする人権推進委員会で研修テーマを定め、人権推進室が主担となり、最新の人権にまつわる情報の共有と、教育現場に求められる人権感覚を常に身につけておくことを主眼として実施している。教養教育の実施組織として教養課程を設けている。

校地・校舎とも大学設置基準を大きく上回る面積を有し、芸術情報センター、総合体育館をはじめ、各校舎及び校舎群は数々の賞を受賞しており、社会的評価も高い。また芸術劇場、撮影所、映画館など実習施設も充実している。受講者数の適正化に努め、バリアフリー工事や耐震工事を計画的に実施している。

基準 3. 教育課程

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

事実の説明及び自己評価

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、芸術学部の教育目的「本学は高度の学と芸を教授・研究し、それぞれの専攻分野に関し、民主社会における指導的人材を知と愛の精神をもって育成することを教育目的とする。」の内容に添い、専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とすると謳っている学則第１条に基づき、ディプロマ・ポリシーを策定し以下の通り定めている。また、本学大学院は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、美及び芸術の理論並びに制作等を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の美及び芸術理論とのその制作等に裏づけられた人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とすると学則第 1 条に示し、博士課程前期課程、博士課程後期課程それぞれに教育目的を定めた上で、以下のとおりディプロマ・ポリシーを設定している。教育目的・ディプロマ・ポリシーについては、学生便覧・大学案内・ホームページで公開している。

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）	
芸術学部	建学の精神を体現し、クリエイター、教育者、そして芸術の良き理解者として社会に貢献し得る能力を学修していることを求める。成績評価は卒業所要単位数の修得、卒業制作・論文・演奏の審査により、学位を授与する。 ①創造性と独創性：創作・表現・研究活動への主体的な取り組み／独創性・創造性の伸張／専門的な能力の獲得 ②社会創造・貢献への意欲・能力：芸術を通した社会創造・社会貢献の経験／社会人として必要な課題解決能力の獲得 ③境界領域の開拓：他領域・異分野への視野の獲得／コラボレーションの経験
大学院	芸術創造及び芸術理論研究について高度な専門性が備わり、専門家及び芸術家として自立し得る能力を学修することを求める。所定必要単位数を修得した上で、研究指導教授による研究指導を得て、学位（修士・博士）論文、学位（修士）作品を提出し、かつ審査及び最終試験に合格した者に学位を授与する。

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

芸術学部ディプロマ・ポリシーに基づき各学科の内容に即した各学科のディプロマ・ポリシーを設置している。各学科において学位授与における修得すべき内容と目指すべき人材育成を踏まえ、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を作成し、学生便覧にて

周知を行っている。修了認定基準についても同様に学生便覧にて周知している。また、ガイダンスを行い学生への理解を求めている。

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

芸術学部の単位の認定については学則及び履修規程により定めている。各受講科目において授業時数の 3 分の 2 以上の出席かつ試験、作品提出、レポート等で 60 点以上の評価を得た者を合格としている。成績は優（100～80 点）・良（79～70 点）・可（69～60 点）不可（59 点以下）の評点としている。「授業目的と到達目標」・「授業概要」・「授業計画」・「準備学修（予習・復習）・受講上の注意」・「成績評価方法・基準」についてはシラバスの必須項目となっておりホームページ上で全科目公開している。

成績は、造形系学科においては合評、メディア系学科においては合評、上映会、公演、音楽系学科においては発表会・卒業試験・実技試験等が実施され、複数教員により評価されることにより公平性が担保されている。

また、評価結果を活用して、全学生の単位修得科目の平均点を算出し、芸術学部の中で最高得点者には「塚本英世賞」を与え、「塚本英世賞」を除く各学科の最高得点者は卒業式における「総代」とし、卒業制作の優秀者には「学長賞」を与えるなど、学修成果に対する広範な観点から顕彰を行い、勉学を奨励している。

さらに、芸術学部平成 27（2015）年入学生より成績優秀者に対する特例措置として学業優秀者奨学金制度を導入し前年度成績優秀者（1 学年最大 40 名）に対して 50 万円を給付する制度を設けた。

既修得単位の認定は入学以前に在学した大学または短期大学において修得した単位のうち 60 単位以内（編入を除く）について行っている。また、編入学及び転学の場合、原則として 3 年次への編入学等の場合は 60 単位としている。また、実用英語技能検定準一級以上の合格者に対して、教養科目英語系科目 2 単位の単位認定を行っている。

進級要件は、大阪芸術大学芸術学部履修規程別表 6 進級要件の通り各学科・コースで設定されている。その要件科目の単位を修得しなければ進級できず、その年次に配当された授業科目を履修することができない。また、実技・実習等の科目には取得順位（履修制限）を設定し、進級要件とあわせて専門教育科目を基礎から応用へと段階的に履修することを促している。平成 27（2015）年入学生より履修登録単位数の上限を教養科目だけでなく資格科目を除く全ての科目を対象に上限を設け、過剰な履修登録を防ぎ適切な学修時間の確保に努めた。進級要件については、教養科目、専門教育科目、専門関連科目すべて合わせての修得単位数での制限を全学科に設け、学生に計画的な単位修得を目指すよう求めている。

卒業要件は、4 年以上の在学及び 124 単位以上の取得である。また、大阪芸術大学芸術学部履修規程別表 2 履修方法の通り、教養科目・専門教育科目及び専門関連科目の区分で各学科がそれぞれ所要単位数を設定し、124 単位に満たない科目を自由選択とし、学生の主体性による専門性・広い視野を獲得することを求めている。また、各学科によっては専門教育科目に加え、教養科目及び専門関連科目においても、専門教育に結びつく科目には必須・選択必須を指定し、専門性を高めている。

学位は、卒業所要単位数の修得、卒業制作・論文・演奏の審査により授与している。

これらの内容は学生便覧に掲載している。履修に関しては毎年度初めに成績表の配付とともにガイダンスを実施し、特に入学年度には履修方法、進級・卒業要件について詳細なガイダンスを行っている。

大学院の成績評価は、学部と同様に試験及びレポートと課題作品の成績を厳正に評価し、出席及び受講態度等の評価を加え総合的に行っている。さらに学位（修士）作品、学位（修士）論文、学位（博士）論文については、審査委員会を組織して審査・評価している。

「授業目的と到達目標」・「授業概要」・「授業計画」・「準備学修（予習・復習）・受講上の注意」・「成績評価方法・基準」については学部同様シラバスの必須項目となっており本学ホームページで公開している。また、成績評点も同内容となっている。

前期課程の修了要件は 2 年以上の在学、38 単位以上の取得、学位（修士）作品または論文の審査及び最終試験の合格である。修業年限は 2 年で、4 年を超えて在学することはできない。後期課程の修了要件は 3 年以上の在学、14 単位以上の取得（芸術文化学研究分野は 12 単位以上)、学位（博士）論文の審査及び最終試験の合格である。修業年限は 3 年で、6 年を超えて在学することはできない。

なお、修了の認定は分野ごとに行われる専門分野の審査会の議を経て「大学院委員会」で確定し、および「大学院芸術研究科委員会」で報告される。

これらの内容は学生便覧に掲載している。履修に関しては毎年度初めに成績表の配付とともにガイダンスを実施し、特に入学年度は履修方法、進級・卒業要件について詳細なガイダンスを行っている。

改善・向上方策（将来計画）

学科・コース数の増加や担当教員の裁量等により教育課程上での連携が希薄になってきたため適切な学修時間に問題が生じている。また、採点についても担当教員の裁量に差が生じているため、教員間の緊密な連携や単位に見合った課題の出題などの改善策について検討している。

シラバスに基づいた授業の進行において、単位修得の基準及び授業の目的を学生に理解させ、個々の学修効果に応じた指導で、能力を最大限引き上げることを目指す。

採点表のコンピュータ化を平成 27（2015）年度より進めており、このことにより将来の GPA 制度の導入を検討している。GPA 制度の導入で、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準をより明確化し、学修効果を学生自身が把握できるメリットを活かして学生が主体的に学修効果をあげることとともに、教育の質の向上に繋げたい。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

事実の説明及び自己評価

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【芸術学部・通信教育部】

開学以来、本学の教育課程は建学の精神（5 項目の教育理念）を如何に実現しうるかという観点から編成されている。永らく建学の精神は教育理念であると同時に教育目的として位置づけられ、その精神を具現化できる人材を育成することが人材育成の方向性とされてきている。こうして建学の精神は事実上の教育目的として機能しており、これまでの沿革や活動の蓄積をふまえたうえで、建学の精神を現代の環境における教育活動の中で実践することを目指し、その実現に向けての具体的な指針となるカリキュラム・ポリシーを各学科ごとに策定し、平成 29（2017）年度より学生便覧やホームページにおいて公表され、学生向けガイダンスにおいても周知させている。

なお、通信教育部は芸術学部と同様の教育内容を提供することを目的としており、同様のコンセプト・教育課程を擁している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【芸術学部・通信教育部】

以下の表のとおりに、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを記載しているが、全ての学科においてディプロマ・ポリシーを見据えたカリキュラム・ポリシーとなっている。例えば美術学科であれば、ディプロマ・ポリシーにある「画家」「美術科教員」「立体造形作家」「イラストレーター」などを目指せる人材育成のために、1 年次生では幅広い分野の表現に触れさせ、2 年次生以降は自分に合ったもしくは学びたいジャンルの発見を可能にさせる表現力を付けさせることを目的にカリキュラム・ポリシーが確立されており、全学科に対しても同様のことが言える。

【芸術学部】

学科	カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシー
教養課程	建学の精神をふまえた芸術教育における教養課程の学修は、知的訓練の中核を占め、広い創造力への入り口となり、それが複眼・俯瞰的なものの見方へつながることから、大学における学問探究の導入課程として位置付けている。豊かな人間性と広い視野を獲得すること及び科学的な思考能力を養成し、芸術創造における科学的思考の重要性を理解することを目指す。	卒業要件単位数として、英語系科目のうち 2 科目 4 単位を含み 20 単位以上が課される。学科により所定の科目、単位数を含む場合がある。 大学における学問探究の導入課程として、専門知識の修得と並行して、豊かな人間性を育み、広い視野と思考力を養成し、卒業後、社会人としての必要な応用力を学ぶ。
美術学科	幅広い分野の表現に触れ、自分にあったジャンル、学びたいジャンルを発見できるよう、1 年次に油画・日本画・版画・彫刻を体験する。2 年次からは、選択したコースに分かれて専門性を身につけ、表現を深める。4 年次には、卒業作品の制作に取り組み、卒業制作展において展示発表を行う。	各分野における知識と技法・表現の特性を修得し、創造性と独自の表現手法を身につけ、芸術活動の出発点に立てるような技量を修得し、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業制作・論文の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。「画家」、「美術科教員」、「立体造形作家」、「イラストレーター」などを目指せる人材を育成する。
デザイン学科	1 年次には多様なデザイン表現の基礎を学ぶ。 2 年次からはグラフィックデザイン・イラストレーション・デジタルアーツ・デジタルメディア・空間デザイン・プロダクトデザイン・デザインプロデュースの専門分野に分かれ、社会の中でのそれぞれのデザインの役割を認識すると共に、社会の要求に応えられるプロフェッショナルとして活躍できる思考力や表現力を身につける。そのための、発想や構築のプロセスを実例をシミュレーションしながら体験的に学び、そこに自身のオリジナリ	命題に対して、よりよい結果を出すための、効果的かつ合理的な筋道を組み立てられる力を持ち、それを豊かな感性と個性で表現する力を身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業制作・論文の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。 「グラフィックデザイナー」、「イラストレーター」、「空間デザイナー」、「アートディレクター」、「Web デザイナー」などを目指せる人材を育成する。

	ティある表現力をも育てる。4 年次には、卒業作品の制作に取り組み、卒業制作展において展示発表を行う。	
建築学科	建物や都市をアートの視点で総合的に創ることを建築分野と環境分野で研究する。自由な発想の芽を伸ばし、設計技術と知識を徹底的に身につけられるよう 1 年次から、コンセプトから図面や模型へと具現化していくプロセスを体験し、徐々に課題レベルが上がり、設計技術及び知識がスキルアップされていく。CAD を含めた製図はもちろん構造力学や法規など一級建築士受験要件のための知識もしっかり修得できる。4 年次には、卒業作品の制作に取り組み、卒業制作展において展示発表を行う。	建築及び環境における社会的使命を理解し、人間生活を取り巻くあらゆる空間と環境の諸問題解決に向け、幅広い専門的な知識や技術、設計力並びに他学科とのコラボレーションによる識見を修得し、それらを応用する能力を身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業制作の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。主体的に活躍できる「建築家」、「インテリアデザイナー」、「ランドスケープデザイナー」などを目指せる人材を育成する。
文芸学科	1 年次では、文章表現や文芸、メディア論の基礎の学修からスタートし、日本および世界各地の文学を幅広く身につけ、一方で創作の準備にもかかる。 2 年次では、文章能力を高めることを追究しながら、引き続き文学や演劇の様式・歴史を学修し、一方で広告や印刷の基礎を学ぶ。 3 年次より、ゼミ形式を取り入れ創作（小説・詩・脚本）、ノンフィクション・文芸批評、出版・編集、翻訳・講読の分野に分かれ専門知識を修得していく。 4 年次には、卒業論文の制作に取り組む。	文芸やノンフィクション、出版、翻訳などの各分野で通用するスペシャリストとして、専門知識や実践力を身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業論文・制作の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。「小説家」、「国語科教員」などを目指せる人材、、「出版業」、「マスコミ」などで活躍できる人材の育成を目指す。
音楽学科	音楽･音響デザインコースでは電子技術・コンピュータによる電子音響音楽制作、音響システム、レコーディングなどを中心に研究し,音楽と音響を創造しプロデュースできる人材を育成する。音楽教育コースでは創造性を備え、時代のニーズに即応する教育者を育てることを目標とする。 4 年次には、卒業作品・卒業論文の制作に取り組み、卒業制作展において展示発表を行う。	時代の動きやニーズをとらえる新しい音楽ジャンルの創設者や音楽の指導者として社会で活躍できる能力を身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業制作・卒業論文の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。「作曲家」、「サウンドプログラマー」、「音響エンジニア」、「音楽科教員」などを目指せる人材を育成する。
放送学科	1 年次では､「良きジャーナリストである前に良き人間であれ」という理念に基づいて、基本的な教育が行われる。放送学の基礎科目の習得からスタジオや機材の取り扱い、カメラ、音声、編集の実習、中継車に乗り込んでの熱血取材などを行う。 2 年次になると、制作、広告、アナウンス、声優という、各コースに分かれ、更に専門性を高めていく。「これだけは誰にも負けない」というプロフェッショナルへの道へ進んでいく。 4 年次には、卒業論文の制作に取り組む。	テレビ、ラジオといった放送メディアを中心に、インターネット、新聞、雑誌などますます多様化する他のメディアをクロスさせながら未来のコミュニケーションを学ぶ。例えどんなに時代が進化しても「メディアの中心は放送にある」という自信と誇りを持ち、技術力、論理力とともに協調性を高め、またリーダーシップを身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業論文・制作の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。 「クリエイティブディレクター」、「番組制作スタッフ」、「映像カメラマン」、「アナウンサー」、「声優」、「ナレーター」などを目指せる人材を育成する。
写真学科	1 年次では、写真の可能性を学び写真の基本となる知識を学修する。 2 年次より、動画の授業も取り入れつつ専門的な知識や理論、技術の修得を目指す。世界に通用するアーティストになることを目標に、コマーシャルフォト、スタジオポートレイト、フォト・ジャーナリズムの 3 つの領域を実践的に学ぶ。 4 年次には、卒業作品の制作に取り組み、卒業制作展において展示発表を行う。	多様な写真表現に対応できる基本的な技術と知識を身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業制作・論文の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。 「写真作家」、「広告写真家」、「報道写真家」、「ブライダルフォトグラファー」、「レタッチャー」など、マスコミ分野、ポートレイト分野、デジタルメディア企業などにおける写真のエキスパートを目指せる人材を育成する。
工芸学科	1 年次に、金属工芸、陶芸、ガラス工芸、テキスタイル・染織の各コースで異なる素材を学び、基本的な技法を体験すると共に、金属、土、ガラス、繊維の中から、自分を表現できる素材を見つける。 2 年次からは専門のコースに分かれて独自の表現方法を追求する。 4 年次には、卒業作品の制作に取り組み、卒業制作展において展示発表を行う。	個性的な表現・創造性にあふれた表現の追求、さらに作品のプレゼンテーションの方法など実社会で役立つスキルを身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業制作・論文の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。芸術作品を通じて広く社会に貢献できる「ジュエリーデザイナー」、「陶芸作家」、「ガラス工芸作家」、「染織家」などを目指せる人材を育成する。
映像学科	芸術の中でも映画映像はより大衆に近いものである。その百年を越える歴史は、時代を越え、国を越え、人々の心を魅了してきた。本学科では「映画を観る、学ぶ、作る」の三つを柱としている。映画を観ることで、優れた映画人たちのメッセージから知性と教養を深め、学ぶことで、社会的、文化的な映画映像の力を知り、作ることで、創造性と想像力、表現性と伝達力、協調性と指導力を持つ人間を形成する教育の編成となっている。 4 年次には、卒業論文、卒業シナリオ、卒業作品制作に	人間の知性と技術の総合芸術である映画映像の教育学修を通して、映画映像分野の教養や手技を後継者に伝承することはもちろんのこと、広く社会一般に貢献する人材を育てることを目標とし、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業制作の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。「映画（撮影）監督」、「映像クリエイター」、「脚本家」、「アニメーション作家」、「プロデューサー」などを目指せる人材を育成する。また、「芸術」、「娯楽」、「サービス業」だけでなく、

	取り組み、卒業制作展にて作品上映を行う。	「商業」、「製造業」、「経済」、「政治」、「海外交流」などの分野でも、インテリジェンスとイマジネーション、コミュニケーション能力を持って、リーダーシップを発揮できる人材を育成する。
演奏学科	実技レッスンを通して各分野の知識と演奏技術を習得することはもとより、学内外公演を取り入れた特色あるカリキュラムにより実践的に演奏研究を重ね、知識と技術をバランス良く身につけた演奏家の育成を目標とする。 4 年次には、卒業演奏が課され演奏会にて成果を発表する。	音楽ジャンルが多様化する現代において、実技レッスンを通して、各々の専門分野の研究に加え、さまざまな音楽を研究すると共に知識・技術・感性を身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業演奏の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。 「演奏家」、「トレーナー」そして音楽の良き理解者として、「音楽科教員」、「音楽講師」などを目指せる人材を育成する。
舞台芸術学科	1 年次より、演技演出・ミュージカル・舞踊・ポピュラーダンス・舞台美術・舞台音響効果・舞台照明の各コースに分かれ、専門的なアプローチを通して、創造活動の基本となる感性、知性を養い、身体感覚を高める。また、コースを越えた舞台上演にむけた共同作業で、互いに切磋琢磨する中、より豊かな人間関係を構築する力を育むことができる。 4 年次には、卒業制作として舞台公演にて成果を発表する。	舞台上演を前提にした実践的なカリキュラムの中で、現場で役立つスキルを身につけると共に、対話力、協調性、礼儀作法など、舞台人にとって欠かすことのできない資質を身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業制作の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。 想像力と詩的感受性をあわせ持った「俳優」、「ダンサー」、「テーマパークパフォーマー」「舞台制作スタッフ（美術、音響、照明）」などを目指せる人材を育成する。
芸術計画学科	芸術･文化の領域で、作り手、受け手がともに生きる力を増進する創造的な出会いの場を、最新のテクノロジーを視野に入れて構想・実現する総合的なプロデュース能力の獲得を目指して、発想力の育成のための広範な知識を修得し、並行して発想を実現できる実践力を修練する。 3 年次に「卒業計画」、4 年次には「卒業研究」が課され、各自のテーマをもとに研究活動の結果を発表する。	芸術・文化を多角的に理解し、作り手、受け手が共に生きる力を増進する創造的な出会いの場を、最新のテクノロジーを視野に入れて構想・実現する総合的プロデュース力を身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業研究の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。 総合的なプロデュース能力を活用し、社会に貢献する「総合イベントプロデューサー」「コミュニティイベントプロデューサー」「アートイベントプロデューサー」「キュレーター」などを目指せる人材を育成する。
キャラクター造形学科	マンガ、アニメ、ゲーム、フィギュアアーツの分野において、魅力的なキャラクターを創造する為に必要とされる物語や世界観を構築する方法論を身につけると共に、アナログとデジタル両方の表現技術を修得し、自己のオリジナリティーを各分野で発揮出来る人材を育成する。 4 年次には、卒業作品の制作に取り組み、卒業制作展において展示発表を行う。	漫画、アニメーション、ゲーム、フィギュアアーツ各分野のクリエーターとして活躍できる能力を身につけると共に、社会人として必要なコミュニケーション、プランニング、プレゼンテーション、プロデュースの能力を身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業制作の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。 「漫画家」、「アニメ監督」、「ゲームプランナー」、「フィギュア原型師」などを目指せる人材を育成する。
初等芸術教育学科	1 年次に、「体験演習」により、全員が初等教育と芸術療法の基礎を体験的に学ぶとともに、教員免許取得科目を基礎的科目から履修する。 2 年次より、初等教育と芸術療法の 2 コースに分かれ、小学校各教科、幼稚園の保育内容等指導方法及び芸術療法関連科目を学ぶ。 3 年次では「こどもふれあい体験実習」で、教育・福祉の現場体験を行い、両コースとも演習科目を中心に実践的内容を学ぶ。 4 年次では、教育実習・教職実践演習・卒業研究・論文を通じて、対人援助職の資質を磨く。	芸術を通して心を感じ取る感性を身につけ、子どもの育ちを援助したり、こころを癒すことのできる能力を身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業研究・論文の審査に合格した者に学士（芸術教育）の学位を授与する。 幼児・児童の良き理解者となる「幼稚園教諭」、「小学校教諭」を目指せる人材、また「支援教育」や「福祉」の領域において芸術療法を用いこころの「癒し」を援助する「アートセラピスト」などを目指せる人材を育成する。
ｱｰﾄｻｲｴﾝｽ学科	1 年次では“ものづくり”に必要な造形表現などの芸術学の基礎及び、作品を制御するためのプログラミングや設計などの情報学の基礎を学び、クリエイターに必須な基礎的知識・技能を身につける。 2 年次では先端デザイン及びアートエンターテインメントのいずれかの立場から人を楽しませて快適にする方法／構想を修得すると共に、芸術的感性と科学技術の統合を図りながら芸術と科学の境界領域を体験する。 3 年次では個々の得意分野を活かしたチームあるいは個人による作品制作を実践し、新たな「楽しさや感動」を創造して社会へ発信する。 4 年次には卒業作品の制作に取組み、多様な領域に対して高い専門性を追求し、卒業制作展において展示発表を行う。 また 1-2 年次の基礎ゼミ、3-4 年次のラボ演習、4 年次の卒業制作といったクラス担任制の下で学修し、実社会	芸術的感性と科学技術との融合が図れ、芸術と科学に関わる境界領域を開拓できる能力を修得し、さまざまな問題を解決して新しい価値を創造する 21 世紀型デザインのためのスキルを身につけ、芸術的で新規性のあるデザイン及び制作ができる。また、情報と人間や社会が複雑に絡み合って生じる諸問題を解決するために、文理芸融合的な視点を有する人材も育成する。かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業制作・論文の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。 「デザインエンジニア」、「メディアアーティスト」、「UX デザイナー」、「デザインプログラマー」、「テクノロジスト」などを目指せる人材を育成する。

	とつながった制作活動を実践するための PBL 及び、作品制作プロセスの解析などによる研究成果の追求も目指す。	

上記で述べた教育目的やポリシーの達成に向けて、本学では具体的な教育方法として、様々な施策を実施し、特色としている。

【通信教育部】

学科	カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシー
美術学科	1 年次に幅広い分野の表現に触れることで、自分にあったジャンルや学びたいジャンルを発見するため、洋画・日本画を体験できるカリキュラム構成としている。2 年次からは、洋画と日本画に分かれて専門性を身につけ、表現を深めるカリキュラム編成になっている。4 年次には、卒業作品の制作に取り組み、卒業制作展において展示発表を行う。	各分野（コース）における知識と技法・表現の特性を修得し、創造性と独自の表現手法を身につけ、芸術活動の出発点に立てるような技量を修得し、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業制作・論文の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。卒業後は、「画家」、「美術科教員」、「立体造形作家」などを目指す。
デザイン学科	グラフィックデザイン・イラストレーション・タイポグラフィ・エディトリアルデザインなどの表現技術を習得し、社会の中でビジュアルデザインの役割を認識すると共に、社会の要求に応えられるプロフェッショナルとして活躍できる思考力や表現力を身につける。そのための、発想や構築のプロセスを実例をシミュレーションしながら体験的に学び、そこに自身のオリジナリティある表現力をも育てる。4 年次には、卒業作品の制作に取り組み、卒業制作展において展示発表を行う。	命題に対して、よりよい結果を出すための、効果的且つ合理的な筋道を組み立てられる力を持ち、それをゆたかな感性と個性で表現する力を身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業制作の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。卒業後は、「グラフィックデザイナー」、「イラストレーター」、などを目指す。
建築学科	建物や都市をアートの視点で総合的に創ることを建築分野と環境分野で研究する。自由な発想の芽を伸ばし、設計技術と知識を徹底的に身につけられるよう 1 年次から、コンセプトから図面や模型へと具現化していくプロセスを体験し、徐々に課題レベルが上がり、設計技術及び知識がスキルアップされていく。CAD を含めた製図はもちろん構造力学や法規など一級建築士受験要件のための知識もしっかり修得できる。4 年次には、卒業作品・卒業論文の制作に取り組み、卒業制作展において展示発表を行う。	建築及び環境における社会的使命を理解し、人間生活を取り巻くあらゆる空間と環境の諸問題解決に向け、幅広い専門的な知識や技術を修得し、それを応用する能力を身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業制作の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。卒業後は、主体的に活躍できる「建築家」、「インテリアデザイナー」、「ランドスケープデザイナー」などを目指す。
文芸学科	1 年次では、文章表現の基礎や文芸、ジャーナリズムの基礎の学修からスタートし、日本および世界各地の文学を幅広く身につけ、一方で創作の準備にもかかる。2 年次では、文章能力を高めることを追究しながら、引き続き文学や演劇の様式・歴史を学修し、一方で広告や翻訳、印刷の基礎を学ぶ。3 年次より、ゼミ形式を取り入れ創作（小説・詩・脚本）、ノンフィクション・文芸批評、出版・編集、翻訳・講読の分野に分かれ専門知識を修得していく。4 年次には、卒業論文の制作に取り組む。	文芸やノンフィクション、出版、翻訳などの各分野で通用するスペシャリストとして、専門知識や実践力を身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業論文・制作の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。卒業後は、「小説家」、「国語科教員」などのほか、「出版業」、「マスコミ」などで活躍できる人材を目指す。
音楽学科	1・2 年次にクラシック、ポピュラー、コンピュータの 3 領域につき、作曲学的な立場から作品の技法的側面を中心に分析研究し、音を作るための手段や創作に必要なシステムの理解、ソフトの活用を学ぶ。3 年次からは選択した領域の作品制作に取り組む。4 年次には卒業作品の制作に取り組む。	時代の動きやニーズをとらえ、新しい音楽ジャンルの創設者、音楽の指導者の育成を目標とし、社会で活躍できる能力を身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業作品・発表の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。卒業後は、「作曲家」、「サウンドプログラマー」、「音響エンジニア」、「音楽科教員」などの人材を目指す。
写真学科	1 年次では、写真の可能性を学び写真の基本となる知識を学修する。芸術としての写真を追求するファインアート分野と職業写真家としての技術を修得するプロフェッショナル分野に分かれ、コマーシャルフォト、スタジオポートレイト、フォト・ジャーナリズムの 3 つの領域を実践的に学ぶ。4 年次には、卒業作品の制作に取り組み、卒業制作展において展示発表を行う。	多様な写真表現に対応できる基本的な技術と知識を身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業制作・論文の審査に合格した者に学士（芸術）の学位を授与する。卒業後は、「作家」「新聞」「出版」「広告」などのマスコミ分野、「写真館」などのポートレイト分野、「デジタルメディア企業」などにおける「写真家」のエキスパートとなる人材を目指す。例えば、「写真作家」、「広告写真家」、「報道写真家」、「ブライダルフォトグラファー」など。
初等芸術教育学科	1 年次に、「体験演習」により、全員が初等教育と芸術療法の基礎を体験的に学ぶとともに、教員免許取得科目を基礎的科目から履修する。2 年次より小学校各教科・幼稚園の保育内容等指導方法及び、芸術療法関連科目を学ぶ。3 年次では「こどもふれあい体験実習」で、教育・	芸術を通して心を感じ取る感性を身につけ、子どもの育ちを援助したり、こころを癒すことのできる能力を身につけ、かつ卒業要件単位数 124 単位を修得し、卒業研究・論文の審査に合格した者に学士（芸術教育）の学位を授与する。卒業後は、幼児・児童の良き理解

	福祉の現場体験を行い、両コースとも演習科目を中心に実践的内容を学ぶ。4 年次では、教育実習・教職実践演習・卒業研究・論文を通じて、対人援助職の資質を磨く。	者となる「幼稚園教諭」、「小学校教諭」として、また「支援教育」、「福祉の領域」において芸術療法を行う「アートセラピスト」などとして、こころの「癒し」を援助する人材を目指す。

通信教育部のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは、通学課程に準じている。ただし、学科によっては学べるコースを絞ってカリキュラムが設定されている。

例えば、通学課程の美術学科では、油画・日本画・版画・彫刻の分野を選択して集中的に学べるが通信教育部では、洋画と日本画がそれに該当し、版画については選択科目として用意されているもののコース設定はない。彫刻は学べない。

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は編成方針に即して体系的に設定され、教育方法・内容とも建学の精神及び教育目的を反映し、本学の特色を形成している。また、進級・卒業要件等も、学科・コース毎に進級要件科目が各学年において適切に設定されている。また取得順位科目により、授業内容がより高度になる等、専門教育が段階的に実施されている。

履修登録単位数の上限は各学科 48 単位としているが､教職課程をカリキュラムに組み込んでいる音楽学科音楽教育コース、および初等芸術教育学科は、別に上限を設定している。進級・卒業要件及び履修制限（取得順位）によって、教育の質が担保されているものと評価している｡年間学事予定､シラバスでの成績評価基準の公開もなされている。

また平成 30（2018）年度からは授業計画の中にテーマや内容等を記載するなど、授業内容をより明確に公開している。

平成 27（2015）年度よりの履修登録単位数の上限設定の導入や、進級に際しての進級要件科目のみならず修得単位数も含めての進級条件の設定などにより改善された点としては、履修登録制限を設けたことによる学修時間が確保され、1 学年から最終学年までまんべんなく履修が継続していくようになったと思われる。過剰な履修登録を防ぐことが出来、上限制限が有効になってきている。学科・コース数が増加し、継続して自立性が高まったことにより、より専門的に教授できるようになっている。

3-2-④　教養教育の実施

本学では教養教育の組織・責任体制として教養課程を設けている。大学設置基準の大綱化以降、教養課程の組織を既存学科へ吸収する例が多いが、本学では教養課程を学科と同列の組織として設置している。学科長に当たる役職者として教養課程主任教授を任命し、教養課程内の教育研究活動の任を負わせている。

本学の教養科目は人文、社会、自然、外国語、情報及び保健体育の分野で構成されている。専門知識・技術の修得と平行して、豊かな人間性を育むこと、広い視野と思考力を養成することを目的とし、平成 30（2018）年度では 69 科目が開講されている。専門教育科目は専攻する分野についての深い理解と高度な創造力を養成することを目的として、各学科・コースが特色ある授業科目を開講しており､「講義」､「演習」､「実技・実習」の形態で実施され、本学の基盤となっている。

専門関連科目は他学科の専門教育科目を専攻領域と結びつけ、幅広く学修することにより、専門の細分化、広い専門的視野の獲得、そして教養と専門をつなぎ、授業科目全

体を有機的に機能させることを目的としている。平成 30（2018）年度は 135 科目が開講されている。

教養課程内には教養課程分科会が設けられ、教養課程主任教授を主管に人文・社会、自然、外国語、情報、保健体育、教職課程、司書・学芸員課程の計 7 系列の担当専任教員が、教養課程に係る事項について審議している。審議事項のうちカリキュラム変更等の事項は、教務委員会で図られ、さらに教授会において決定される。

本学は専門教育を根幹とする上で、専門教育の基礎となる教養科目及び専門関連科目を重要視しており、それだけに教養課程にかかるウエイトは大きい。教養課程は学科と同等の組織と位置づけられており、運営上の責任体制も確立されている。

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学の専門科目は、学生の主体的な学修により成り立つ「実習・演習」がほとんどである。そのため、全学科に渡りアクティブ・ラーニングは確立されている。また授業内容により、教員を増員した少人数制を取り入れている。

タブレット教材やスマートフォンを使用してのレポート送信や学内 LAN 利用の課題作成や資料の共有など教材の工夫をこらしている。なお、全学科とも平成 30（2018）年度からの初年次教育実施に伴い、学科内においては授業科目の中でより少数制の体制を整えて対応している。また、シラバスにも含めて記載している。

教養課程においては、教養課程主任教授を中心に 7 系列の系列同士が総体的に学生の履修に関われることを目的に体制を整えている。

また、各学科において夏期や冬期休暇中に学外にて研修を行い、科目の別なく知識を修得できる履修環境を整えている。

上記以外にも、授業参観や FD 委員会の実施に伴う授業の振り返りにより、教授方法の工夫に努めている。

改善・向上方策（将来計画）

本学では永らく建学の精神を教育目的として掲げてきており、これまで実質上の教育目的として、教育課程の編成及び教育活動が行われるとともに、現在の本学の特色ある教育研究活動のコンセプトとして機能しているため、評価することができる。

しかし､策定された開学当初の状況と現在の本学を取り巻く状況は相当異なっている。一部の語句や抽象的な部分を解釈･整理して､現在の状況･環境に適用する必要がある。また、平成 29（2017）年度より新設のアートサイエンス学科を含め、本学の 15 学科・44 コースそれぞれが自立性を持つにつれて､組織のセクショナリズムが広がる傾向も見受けられる。

建学の精神を教育研究活動の実践に繋げるために、教育目的、学科別の教育目標、教育課程編成方針等の一貫性・連続性がなされているかを、教務委員会等の関係機関で検証していくことが必要である。平成 27（2015）年度より履修登録単位数の上限設定を導入したことにより、学修時間の確保と、1 学年から最終学年までの継続的履修が可能となった。過剰な履修登録を防ぎ、上限制限が有効になってきている。学科・コース数が増加し、継続して自立性が高まったことにより、より専門的に教授できるようになって

きているが、学科やコース間の情報共有や協働を円滑にしていくことで、より時代に即した教育課程となるよう見直しをすすめていきたいが、その基となる三つのポリシーが教員や学生にどこまで浸透しているかの検証の必要性も考える。

また、カリキュラムの改定等も中長期的に進行する学科やコースもあり、既存の学科を含めた教育課程の見直しが進んでいる。大学院の課題としては、後期課程の作品制作を主とする学生への学位レベルの設定、また「造形」「メディア」「音楽」領域のそれぞれの学位の位置付けの統一が挙げられ、指導面に工夫・改善を要する。また、作品制作を主とする芸術制作研究分野の学生の博士論文指導を芸術文化学研究分野の教員が行い、作品との関連性を重視するとともに、領域間の学位レベルの統一を目指す。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

事実の説明及び自己評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

平成 22（2010）年に建学の精神、教育理念を踏まえた三つのポリシーを制定し、大学教育に取り組んできた。アドミッション・ポリシーについては平成 24（2012）年に学科ごとに、より具体的な目標・方針を明示する観点から、学科別アドミッション・ポリシーの策定を行った。

平成 29（2017）年度からは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについても学科ごとに策定し、大学全体、さらに学部学科における三つのポリシーを明確に定めて教育研究活動に取り組んでいる。

また、芸術計画学科においては、情報過多な現代社会に求められるプロデュース業に携わる人材を育成するため、カリキュラム改定を行った。さらに、幼保一元化の時代のニーズに応えるため初等芸術教育学科を対象に、新たに保育士課程を開設した。

本学で取得できる教育職員免許状は、美術科中高一種、工芸科高校一種、情報科高校一種、国語科中高一種、音楽科中高一種、幼稚園一種、小学校一種があり、美術学科、デザイン学科、工芸学科、文芸学科、音楽学科、演奏学科、初等芸術教育学科で教職課程を履修することができる。平成 30（2018）年度において公立学校への教諭採用は 28 名ではあるが、常勤、非常勤講師、私立を含め 37 名が教職関係に従事している。平成 23（2011）年度後期から教務部教職相談室が設置され、教員志望学生に対する支援を行っている。就職課では、大学近隣の小中学校と提携した、学校インターンシップを実施し、6 名の学生が参加している。就職課と教職相談室での連携した業務で、教員養成課程から進路指導、教員採用試験対策、教職への斡旋を行っている。

博物館学芸員資格、図書館司書資格課程においても、取得資格を生かした専門職への希望者も多く、就職課に寄せられた求人情報などから斡旋を行っている。

本学の学修内容に関連する受験資格・登録資格では、建築学科で、1 級建築士および 2 級・木造建築士、デザイン学科（空間デザインコース）では 2 級建築士・木造建築士に

必要な「指定科目」を各専門教育科目として履修することが可能である。また、建築学科では、建築設備士、1 級・2 級建築施工管理技士、土木施工管理技士、インテリアプランナーの受験資格、登録資格に必要な科目を履修することもできる。受験資格・資格取得を得るまでに、卒業後にそれぞれの実務経験が必要となるが、将来のスキルアップを目指す上で在学中に多くの履修希望がある。

舞台芸術学科舞台音響効果コースでは、舞台機構調整技能士 3 級、舞台照明コースでは、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定試験 2 級の受験に必要な科目を履修することが可能である。舞台音響効果コースでは例年、舞台機構調整技能士 3 級を、2 年生以上の希望者が受験している。舞台照明コースでも、希望者が認定試験を受験している。合格後もさらに上級の認定試験を目指す学生も多く、実習授業などで培われた実践的スキルと、認定試験に合格していることで技術力への信頼があり舞台関連の業種職種へは高い就職率である。

芸術計画学科では、専門教育科目に、博物館学芸員課程に必要な科目単位数を含み、卒業と同時に学芸員資格が取得できる。

初等芸術教育学科で保育士資格を取得するには、在学中に各自で保育士試験を受験し合格する方法か、短期大学部の通信教育部課程で保育士試験免除の対応科目を学び、単位を取得した上で、卒業後に保育士試験に全科目免除で受験申請をする方法のいずれかであったが、保育士課程を開設したことにより、卒業と同時に保育士の資格を取得することが可能となった。

別の項目でも触れているが、教務課では授業科目ごとに授業評価アンケートを実施している。

学生課では卒業時アンケートを行い、入学前の期待と卒業時の満足のギャップがどこにあるのか、満足の源泉は何かをまとめ、現在の強みと弱みを明らかにすることで教育改善を目指す。

事務局及び学科研究室の日常業務においては、普段寄せられる教職員・学生のニーズを吸収し、反映させるよう努めている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教員養成については、大学のホームページ上で教育職員免許状取得件数一覧と教員就職者数の状況を公開している。

授業評価アンケートについては、アンケート結果を科目ごとに担当教員にフィードバックし、考察の提出を求めている。また、学科ごとに集計結果をまとめ、FD 委員会を通して各学科へフィードバックしている。さらに、大阪芸術大学グループ通信にて結果を公開している。

改善・向上方策（将来計画）

アンケートの結果は、教育研究活動へ反映させることが図られ、有効に活用されているが、各課単位でのみ活用するに留まっており、大学全体で教育目的の達成度を測るという意識が薄く、データの共有や全学的な取り組みという点で改善の余地がある。

平成 22（2010）年度より FD 委員会にて、授業評価アンケートの組織的な実施・活用を継続的に行っているが、今後は学生からの意見を集計し、考察の提出を求めるだけでなく､各教員から提出された考察を更に分析しフィードバックするなど検討する｡また、卒業時アンケートの結果を踏まえ教育改善へつなげる必要がある。

［基準 3 の自己評価］

建学の精神､教育目的等を踏まえたディプロマ･ポリシー及びカリキュラム･ポリシーを学部、大学院それぞれに定め、さらに学科ごとに設定し、学生便覧、本学ホームページなどで公開し運用している。

ディプロマ・ポリシーに於いて学科ごとに具体的に示している人材育成のために必要な知識や技術、表現力などの力をつけさせることを目的としたカリキュラム・ポリシーを設定している。資格取得状況や就職状況、またアンケートなどの結果を精査し、必要に応じてカリキュラム改定を行っている。

専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的に教育課程を編成し、その学修に対し目的に沿った単位認定、進級、卒業認定を行っている。今後は、GPA などの導入を検討し、より公平な成績評価に努め、単位認定などを厳正に行う。

基準 4　教員・職員

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事実の説明及び自己評価

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学の教育活動上の事項は、各学科・課程・委員会等において発議され、当該組織の合意の下に、学長が主宰する教授会や各委員会で審議した後、実行に移される。

教授会では、「大阪芸術大学教授会運営規程」に則って、学長が議長となり、専任の教授、准教授並びに専任の講師等からなる組織において、学則に掲げる事項について審議され、大学の意思決定が行われている。

また、本学の学長は、教学部門の代表者の立場であると同時に、法人の理事長でもあることから、教学部門と管理部門双方の意思決定に関与している。すなわち、本学院の最高意思決定機関としての理事会、評議員会及び常務会に、教学部門の代表者である学長がメンバーとして出席していることになり、審議内容並びに意思決定は、教学部門と管理部門相互の意向が反映され、現実に沿ったものとなっている。

以上のように、大学内のみならず学院全体においても学長のリーダーシップが発揮される体制が確立されている。

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は、「大阪芸術大学学則」第 58 条において、「本大学に学長を置く。学長は校務をつかさどり、所属する教職員を統督する。」と規定し、大学の意思決定に係る権限と責任について明確に定めている。

また、学長が大学の意思決定を行うにあたり、諮問し、審議を行う機関として、芸術学部においては「教授会」、大学院においては「大学院委員会」「研究科委員会」、通信教育部においては「通信教育部運営委員会」が設けられており、更に学部や大学院に関する事項について横断的に意思決定が行えるよう、学長の諮問機関としてさまざまな委員会が設置されている。

教授会においては、「大阪芸術大学学則」第 60 条第 5 項に基づき、教授会の運営に関わる規程として「大阪芸術大学教授会運営規程」を定めている。その他の委員会においてもそれぞれに委員会規程を定めており、規程に則って適切に運営されている。学則の改廃等、重要な事項については法人の最高意思決定機関である理事会でさらに審議・承認を得ることになっている。

教授会は「教授会運営規程」により、学長、副学長、学長補佐、学部長及び専任の教授、准教授並びに専任の講師から組織されている。教授会は、学則第 60 条第 2 項により、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとし、また、同条第 3 項により、学部に関する次の事項を審議し、及び学長の求めに応じて意見を述べる

ことができると定めている。学則第 60 条第 2 項及び第 3 項に定める事項は次のとおりである。

（学則第 60 条第 2 項）

・学生の入学、卒業及び課程の修了
・学位の授与
・教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

（学則第 60 条第 3 項）

・研究及び教授に関する事項
・学生の補導に関する事項
・教育課程に関する事項
・学生の編入学、転学、転学科、留学、休学、復学、退学、再入学、除籍、復籍及び賞罰に関する事項
・学生の試験に関する事項
・研究生、委託生及び科目等履修生に関する事項
・その他学長が教育上必要と認めた事項

教授会には定例会及び臨時会があり、定例会は原則として毎月 1 回開催され、必要に応じて臨時会が開催される。

また、教授会とは別に部門ごとの諮問機関として、委員会規程に基づく各種委員会を設置している。例えば、教育に係る中心的な委員会として教務委員会を設けており、学長、副学長、学長補佐及び学部長、各学科長及び教養課程主任教授、並びに図書館長、事務局長、教務部長、国際部長及び教務課長により構成し、教育課程及び免許・資格課程、履修、教学・教務全般に関する事項について審議を行っている。

その他、入試委員会、学生生活委員会、人権教育推進委員会、図書館運営委員会、博物館運営委員会、大阪芸術大学ファカルティ・ディベロップメント委員会、大阪芸術大学奨学生審査委員会、就職委員会、資格審査委員会、大阪芸術大学省エネルギー推進委員会、教職課程運営委員会等が設けられており、それぞれに委員会規程が定められている。これらの委員会には、各学科及び教養課程から選出された教員及び担当職員が委員として出席しており、各学科研究室や事務局に寄せられる学生・教職員の意見や要望を汲み上げ、審議内容に反映させることができる仕組みとなっている。

大学院には、大学院委員会及び研究科委員会が設置されている。大学院委員会は学長、研究科長、学部長、研究科から選出された教授及び委員長が必要と認めた者から組織され、大学院の組織及び運営、大学院教員の資格審査に関する事項について審議している。研究科委員会は、学長が、学生の入学及び課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で委員会の意見を聴くことが必要なものとして定めたものについて決定を行うにあたり、意見を述べるほか、研究科の教育課程、修士・博士論文及び修士作品、学籍異動、試験等に関する事項について審議している。

通信教育部には、通信教育部運営委員会が置かれ、学長、副学長、通信教育部長、通信教育課程を担当する芸術学部各学科及び教養課程の教員から選任される委員、通信教育部事務室から学長が選任した者によって組織され、学部の教授会と同様に通信教育課程に関する事項についての審議が行われている。

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の業務執行については、「学校法人塚本学院組織機構・事務分掌規程」において、組織、職制及び事務分掌を定めており、各事務部門が果たす役割を明確にし、事務職員が教育目的の達成のために円滑に事務処理を行うことができるようにしている。

本学の事務組織の構成は、図 4-1-1「学校法人塚本学院組織機構図」のとおりである。

本学の組織は、事務局長の下に事務局部、課、室を置き、基本的な業務を行うほか、通信教育部に事務室を置いて課程ごとの事務を行っている。

庶務部には、庶務・施設管理を担当する庶務課が置かれ、教務部には教務全般を担当する教務課、教職課程を担当する教職相談室、学内ネットワークその他情報関連設備の維持管理を担当するシステム管理センターが置かれている。学生部には、学生生活支援・厚生補導を担当する学生課、学生生活上の相談やカウンセリングを担当するキャンパスライフサポート室、保健相談・健康管理を担当する保健管理室が置かれ、就職部には学生の就職・進路支援を担当する就職課、資格取得やスキルアップの支援を担当するエクステンションセンター事務室が、入試部には学生募集・入試運営・広報を担当する入試課が置かれている。通信教育部には通信教育部事務室が置かれ、通信課程の教学に係わる事務全般を担当している。

キャンパスライフサポート室には臨床心理士の資格を有したカウンセラーを、保健管理室には看護師、就職課にはキャリアカウンセラーの資格を有する職員をそれぞれ配置し、専門的な業務に対応している。また、附属の施設として図書館、博物館が置かれ、それぞれの事務室に司書、学芸員資格を所持した専任職員を配置している。

さらに、芸術分野の研究・調査支援を行う藝術研究所、本学グループ内の行事・イベントの取材や学内外への発信を行う大阪芸術大学テレビ、国際交流を担当する国際部（法人本部）、学院・グループ校全体の広報活動の企画・立案・実施を担当する企画広報部（法人本部）を置き、それぞれの部署に専任職員を配置して、本学の特色ある教育研究活動を支援している。

その他、キャンパス外では、大阪市阿倍野区の大阪芸術大学スカイキャンパス（サテライトキャンパス・あべのハルカス 24 階）、長野県上田市の菅平高原研修センターにそれぞれ専任職員が配置されている。

図 4-1-1　学校法人塚本学院組織機構図

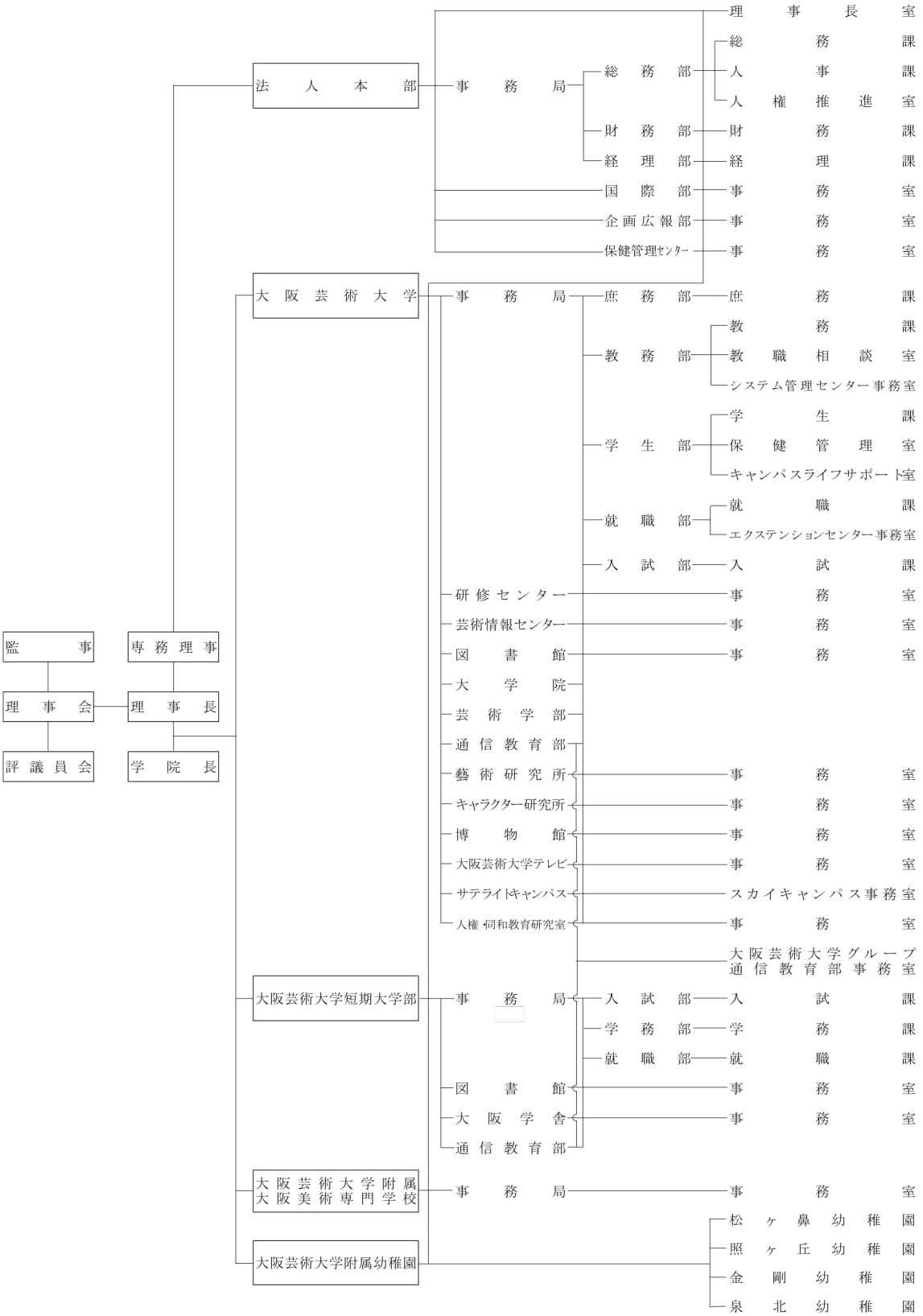

改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定と業務執行は現行の体制で適切に行われており、本学院の運営体制も整えられている。今後は、現状の体制を維持しながら、学長のリーダーシップがより発揮できるよう、意思決定機関が良好に機能するよう透明性のある管理運営体制の整備を進めていく。

大学の意思決定にかかる諮問・審議機関である教授会、大学院委員会、研究科委員会、通信教育部運営委員会及び各種委員会には、事務局から事務局長の他、担当部署の長、課員等が加わり、議事運営・進行及び審議について、教員、委員と連携を取りながら進めている。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

事実の説明及び自己評価

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は、建学の精神において「総合のための分化と境界領域の開拓」、カリキュラム・ポリシーにおいて「演習及び実技・実習」を教育課程の根幹に置くことを謳っており、学科・コース構成に見られるように、多岐に亘る芸術領域が網羅されている。「芸術系総合大学」ともいえる教育環境を整備すべく、教員組織の構成においては多種多様な人材を確保・配置している。専門性の高い教員に加え、芸術や社会での実務経験の豊富な教員、現在、各分野の最先端で活躍している人材を多数配置している。

教員の採用は「学校法人塚本学院専任職員の任免に関する規程」及び「大阪芸術大学教育職員就業規則」に基づき行っており、就業規則第3条 には、本学の求める教員像が「個人の尊厳を重んじ、真・善・美を探究する人間の育成を期するとともに、普遍的にして個性ゆたかな文化の創造をめざす教育の実践者」と記述されている。なお、助手については「大阪芸術大学助手規程」を嘱託助手については「大阪芸術大学大学院嘱託助手規程」を定め運用している。

採用にあたっては、各学科からの希望、推薦をもとに、事務局長、教務担当部署並びに人事課が計画を策定・立案し、常務会及び大阪芸術大学資格審査委員会で「大阪芸術大学教育職員資格審査基準」により審議され、さらに理事長、学長の面接を経て、理事会で最終決定を行っている。

第一線で活躍し継続的な出校が困難な者を採用する場合には、専任教員ではあるが、更新制の年間契約により嘱託等として採用するケース、あるいは専任教員ではないが、1 年契約の「客員教授」に委嘱するケースなど、多様な雇用形態によって教育の活性化に寄与している。

なお、本学では公募による教員募集は行っていないが、これは本学の扱う領域が公募の難しい専門領域であることに起因しており、前任者や近接領域を専門とする教員からの紹介や推薦を通じて採用するケースが多い。また、著名な人物を採用しようとする場

合も同様である。

昇任は採用と同様、「学校法人塚本学院専任職員の任免に関する規程」に基づき行っている。昇任案は採用の場合と同様に立案され、常務会及び資格審査委員会において審議、検討し、さらに理事長、学長の面接を経て、理事会で最終決定を行っている。審議にあたっては教育業績、研究業績、社会貢献、管理運営面での貢献などを総合的に判断している。

また、学科の新設・再編時の配置人数の調整や、適材適所の配置、人事の活性化等を目的として、学科間の異動あるいはグループ学校間の異動を実施している。

本学は大学設置基準に定める必要教員数を充たしており、また教職課程を置く学科については教職課程認定基準を充たしている。学部の在籍学生数に対する専任教員一人当たりの学生数は 24.49 名である。専任教員のほか、兼任教員も多数授業を担当しており、専任・兼任を合わせた教員一人当たりの学生数は 7.31 名となっている。芸術系大学である本学の特性上、実習・実技指導の科目が多くの割合を占めること、また個人レッスン等少人数での指導が必要なことから、これらに携わる兼任教員数が多くなっている。さらに、音楽系学科の伴奏要員（オーケストラ、ピアノ）や、映像制作や金属工芸・木工芸などの特殊技能を有する技術職員を擁し、手厚い教育組織となっている。

大学院は、学部教育課程と大学院教育課程の連携・継続性の要請から、学部教員が兼担している。

学部の教員数は専任教員が 228 名、兼任教員が 535 名である。通信教育部所属の教員を含めると専任教員は 239 名である。大学院は学部専任教員による兼担が 60 名、兼任教員 22 名となっている。

専任教員の職位別・男女別構成は、大学全体では教授 166 名、准教授 54 名、講師 14 名、助手 5 名であり、教授の比率は全教員の 69.45%となっており、全教員のうち女性教員の占める割合は 27.19%である。

本学専任教員の平均年齢は 60.18 歳である。61 歳から 65 歳が 65 名（27.2%）で最も多く、次に 66 歳から 70 歳が 58 名（24.3 %）、56 歳から 60 歳が 49 名（20.5%）となっており、40 歳以下の若手教員は 9 名（3.8%）である。

専任教員数は大学設置基準に基づいて適切に配置されている。年齢構成がやや高年齢に偏っているが、学科別、職位別、男女別、分野別の構成は適切である。

専門分野別の教員構成は、15 学科並びに教養課程ごとに偏りなく配置している

4-2-② FD（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、「大阪芸術大学ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会」を設置し、年 4 回の FD 委員会を実施している。委員は各学科長及び教養課程主任教授等である。

平成 29（2017）年度第 1 回 FD 委員会では、「授業参観（A）の実施について」が協議され、授業参観を担当する委員が選出された。また、平成 28（2016）年度授業アンケート(C)集計結果について報告があり、各学科の委員に学科ごとの集計結果が配布され、考察するよう要請があった。

第 2 回 FD 委員会では、7 月に実施された授業参観について担当委員から報告があり、改善の必要な授業について助言注意を行うこととした。第 3 回 FD 委員会は、11 月に実施された授業参観について担当委員から報告があった。第 4 回 FD 委員会は、平成 29(2017)年度に実施された教員発表会についての総括が行われ、次年度以降の教員発表会の継続実施について審議が行われた。

(A)【授業参観】

授業参観は、FD 委員のうち、選出された教員 3 名と事務局長はじめ事務局数名が抜き打ちでいくつかの授業を見学し、FD 委員会においてその報告をしている。平成 22 (2010) 年度から概ね 6 月ごろと 11 月ごろの年 2 回実施している。授業参観は実施する日時を先に決め、そのときに開講している 7～8 科目を選択し見学している。平成 29 (2017) 年度は、7 月 3 日と 11 月 30 日に実施している。

(B)【教員発表会】

FD の一環として平成 19 (2007) 年 7 月から専任教員が自身の研究発表を行う「教員発表会」を実施している。公開の対象は教職員及び学生であり、教員の研究テーマを広く周知させることが目的である。発表内容については、2 週間前に教務課にレジュメとして提出され、学内ネットワーク上で公開している。発表後、教員には、発表会の感想と今後の教育・研究のあり方などを記した書類を提出することを義務付けている。平成 29 (2017) 年度は、8 名の教員が教員発表会を実施した。

(C)【授業評価アンケート】

平成 13 (2001) 年度から学生による「授業アンケート」を実施している。授業アンケートは、教員の授業改善の材料として位置づけており、原則全科目、全教員を対象に実施しているが、個人を特定できるような受講者の少ない授業については除外している。アンケートは、学生自身の出席状況や担当教員の授業実施状況など 14 項目と自由記述から構成されている。集計結果は、大阪芸術大学グループ通信に公開し、科目担当教員にもフィードバックしている。科目担当教員には、アンケート結果を考察し、今後どのように授業に活かしていくのかを書類で提出することを義務付けている。また、各科目の集計結果を学科ごとにファイルし、FD 委員である各学科の学科長及び教養課程主任教員に渡し、学科としての考察を文書で提出し、授業改善につなげている。

改善・向上方策（将来計画）

専任教員の年齢構成について、高年齢層への偏りが見られるが、定年退職等により解消が進んでいる。教員の年齢構成における適正配分の具体的な取り組みとしては、客員教授・准教授をはじめとする契約制の雇用を増加しており、一線級のプロフェッショナルや若手人材の招聘にも繋がっている。

全体の開講授業数や教員一人当たりの担当授業数のバランスに注意しつつ、教育目的及び教育課程に即した教員の適正な配置を進めていく。

大学設置基準に定める必要教員数を充たしており、また教職課程を置く学科について

は教職課程認定基準を充たしている。実習・実技指導に必要とされる充分な教員を確保し、伴奏要員、技術職員など、教員とともに授業を支える職を置いている。

教員の採用・昇任は規程に基づき行っている。

教育内容・方法等の改善、工夫・開発に関しては、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を設置し、授業参観、教員発表会、授業評価アンケート等実施している。

教員発表会については全体に参加者が少なく、特に教員の参加が著しく少ない回がある。教員が参加しやすい日時の設定ということが現実的に難しく、現在のところ改善に至っていない。教員発表会については、今後の運営について検討が必要である。

授業参観では、見学した教員からFD委員会で忌憚のない感想がのべられ、改善が必要と判断される教員にはFD委員会より注意されることもあるが､評価の高い授業については公表されるシステムにはなっていない。評価の高い授業について、他の教員の参考となるような仕組みを検討する必要がある。

また、授業アンケートにおいては集計結果を各授業担当教員に配布し考察することを促している。各授業における改善に役立ててはいるが、各教員から提出された意見をFD委員会として、汲み上げる仕組みが構築されていない。教員の考察を精査し、審議するシステム作りが今後の課題である。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

事実の説明及び自己評価

4-3-①　SD（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質・能力向上（Staff Development）については､「学校法人塚本学院事務職員就業規則」に基づき、学院が実施する初任者研修（新入者教育）等の学内研修や、文部科学省、日本私立大学協会、私立学校振興・共済事業団等の各団体が実施する学外研修等への参加促進により行われている。

学内研修としては、新規採用職員に対して、採用時に学院の概要、諸規程・制度、就業規則・服務、諸手続についての説明や『教職員ハンドブック』の配付による初任者研修を行っている。

人権研修も活発に実施されており、毎年度、理事長を委員長とする人権推進委員会で研修テーマを定め、人権推進室が主担となり、専任教職員、アルバイト、非常勤副手等を対象に研修を実施している。10～20名程度の職階別グループ研修の形式により、人権に関連する情報の共有と、教育現場に求められる人権感覚を身につけることを目的に実施している。

平成25（2013）年度には、大学、短期大学、専門学校、幼稚園のグループを挙げての全学的な職員研修として、日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センターより講師を招いての大規模研修を実施した。

また、本学院では毎年度、各課・室単位で当該年度の数値目標等を設定し、「目標設定届」として提出することを義務付けており、あわせて前年度の目標に対する「目標達成報告書」も提出させている。これは、各課・室で共通の目標を持ち取組むことで一体感を形成し、業務の効率化や向上を目指すものである。この取組みは、平成 15（2003）年度より行っており、自己点検・評価活動の一環としても定着している。

改善・向上方策（将来計画）

大学運営に関わる職員の資質・能力向上の取り組みとして、学内では初任者研修や人権研修を実施しており、学外研修としては、文部科学省や日本私立大学協会等が実施する研修会への参加を奨励している。平成 28（2016）年の大学設置基準の改正により SD（Staff Development）が義務化されたことも踏まえ、研修の内容についても、従来の教育現場に求められる人権感覚の習得に加えて、担当業務や経験年数、職階等に応じたより実践的な研修の実施に取り組む。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

事実の説明及び自己評価

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では教育理念である芸術分野における境界領域の開拓と創造性の奨励を図るため、教員の教育研究活動を助長すべく、研究助成制度を設けている。

全専任教員に対しては研究手当として、月額 1 万円を支給しており、その使途は限定していない。また、教員からの応募制による助成制度が設けられている。申請された研究計画を運営委員会等で審査・採択し、研究終了後は成果報告書の提出を求めている。このうち、塚本学院教育研究補助費の研究成果については、本学ホームページに掲載し公開している。

「塚本学院教育研究補助費」は本学教員が個人又は共同研究を申請し、委員会による審査・採択を得て、研究費を受給する制度である。研究成果は成果報告集としてとりまとめられ大学ホームページで公開をしており、研究の質も担保されている。「大阪芸術大学藝術研究所研究調査補助」は共同研究を主眼とし、総合芸術大学である本学の特性を活かした各学科にまたがる横断的な研究調査事業を奨励し、研究活動の活性化を図ることを目的として設けられた制度であり、研究成果発表を公開で行うなど特色のあるものとなっている。「出版助成」制度は本学専任教員の優れた研究成果の刊行を補助するもので、コンスタントに出版活動に結びついており、書評に取り上げられるなど成果を挙げている。「海外研修員制度」については、海外での調査研究を計画する若手教員に対する支援となっている。

本学では、科学研究費助成事業（科研費）をはじめとする外部資金への積極的な応募と獲得を目指して、平成 23（2011）年に「塚本学院教育研究補助費」との応募申請書類

の書式と応募時期の共通化（改訂）を行った。これにより科研費の応募件数並びに採択件数は大幅に増加した。しかしながら「塚本学院教育研究補助費」に関しては、申請書式の改訂によって、当該研究に係る学術的背景や活字業績等の記入が求められることとなり、作品の制作や演奏、発表といった実技を主な研究テーマとする教員にとっては馴染み難いものとなった。また、公募時期についても従来の 4 月から前年度の 9 月～11 月に変更されたことにより、応募件数が半減する結果となった。作品制作や発表といった実技を主な研究領域とする教員に対して、学内外の研究への参加、資金獲得の支援や促進をどのように行うかが課題である。

また、科学研究費補助事業（科研費）等の公的研究費の執行にあたっては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」に準拠して、研究費使用ルールの見直し、管理・運営体制の整備、関係者への研究倫理教育（コンプライアンス教育）の実施、誓約書提出の義務化などを行い、適切な運営に取り組んでいる。

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

教職員の研究活動に関しては、「学校法人塚本学院研究倫理基準」「学校法人塚本学院科学研究費補助金取扱規程」を定めている他、平成 19（2007）年の文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費等の管理・監査のガイドライン」に基づき、同年 12 月に「学校法人塚本学院の公的研究費等の管理・運営に関する基本方針」を制定した。また、平成 26（2014）年の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」の改正を受けて、「学校法人塚本学院公的研究費管理・運営規程」「学校法人塚本学院研究行動規範」「学校法人塚本学院公的研究費における不正防止等に関する規程」「学校法人塚本学院内部監査規程」を新たに制定し、研究倫理の確立と厳正な運用の体制整備を行った。

また、研究倫理教育（コンプライアンス教育）に関する具合的な取り組みとして、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する「研究倫理教育 e ラーニングプログラム」を全学で採用しており、専任教職員及び大学院生を対象にプログラムの受講を義務付けている。

4-4-③　研究活動への資源の配分

本学における教員の研究活動への資源配分として、「塚本学院教育研究補助費」では、当該補助費規程において補助額を「研究計画 1 件につき 50 万円を限度として支給する。」と定めており、平成 30（2018）年度には、35 件/合計 16,659,566 円の応募申請が採択されている。

また、「大阪芸術大学藝術研究所調査補助」では、1 件/合計 1,150,000 円の申請が採択されており、「出版助成」においても同出版助成規程第 2 条「毎年 1 件 150 万円、5 件を限度として出版助成を行う。」に則って、5 件/合計 7,500,000 円の申請に対して、3 件/4,500,000 円が採択されている。

改善・向上方策（将来計画）

研究活動の助成について、学内助成制度の応募件数の減少や、作品制作、演奏、発表

といった実技を主な研究テーマとする教員への支援・促進が課題となっている。
公募情報の適切な周知や制度・書式の見直しなどにより改善を図っていく。

［基準 4 の自己評価］

本学の学長は、教学部門の代表者であると同時に、法人の理事長でもある。大学の意思決定ならびに教学マネジメントの取り組みにおいては、教学部門、管理運営部門双方の立場から各種委員会、教授会、理事会に臨み、意見徴収を行いながら意思決定が実行されており、適切にリーダーシップが発揮される体制が整えられている。また、学則の第 10 章において、教職員組織について規定し、第 53 条において学長の責任を明確に示している。校務執行における権限に関しては、事務分掌規程、各種委員会規程等によって、それぞれの役割と負うべき責任が規定されており、権限が適切に分散されている。

教員の採用・昇任・配置に関しては、専任職員任免規程、就業規則等に則って行われており、採用にあたっては、資格審査委員会において、当該教員の業績と、担当教科、教育目的及び教育課程との関連性等についての審査が行われている。また、教員の職能開発にあたっては、FD 委員会を組織し、授業参観、教員発表会、授業アンケート等によって資質・能力の向上に取り組んでおり、職員の研修（SD）に関しては、初任者研修、人権研修といった学内研修に加えて、各種団体の実施する外部の研修会・勉強会への参加も奨励している。

教員の研究支援に関しては、研究手当ての支給や応募制の研究助成制度を整備しており、平成 30（2018）年度には学内の研究助成制度から 22,309,566 円が採択されている。また、研究倫理に関する規程の整備や研究倫理教育の実施にも積極的に取り組んでおり、研究環境の整備と適切な運営・管理が行われている。

基準 5　経営・管理と財務

5－1 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

事実の説明及び自己評価

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人塚本学院は、学校法人塚本学院寄附行為第 3 条において、「この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。」とし、同第 4 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、教育事業を行う。」とその目的を定めている。本学院ならびに本学の経営は、「寄附行為」をはじめとする各規則・規程に則り適切に運営が行われている。

組織倫理に関しては、「学校法人塚本学院コンプライアンス規程」を設けている他、本学院の全教職員に対して、「大阪芸術大学教育職員就業規則」「学校法人塚本学院事務職員就業規則」「個人情報の保護に関する規程」を定めている。教職員の研究活動に関しては、「学校法人塚本学院研究倫理基準」「学校法人塚本学院科学研究費補助金取扱規程」を定めている他、平成 19（2007）年の文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費等の管理・監査のガイドライン」に基づき、同年 12 月に「学校法人塚本学院の公的研究費等の管理・運営に関する基本方針」を制定した。また、平成 26（2014）年の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正を受けて、「学校法人塚本学院公的研究費管理・運営規程」「学校法人塚本学院研究行動規範」「学校法人塚本学院公的研究費における不正防止等に関する規程」「学校法人塚本学院内部監査規程」を新たに制定した。

「学校法人塚本学院寄附行為」をはじめとするこれら諸規程は、『学校法人塚本学院例規集』（CD-R）に収録し教職員に配付しており、規程に基づいた経営の規律と誠実性の維持に努めている。

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

本学院は、使命・目的の実現のため、予算計画や教育研究に係る取り組みについて、単年度ごとに事業計画を策定している。この事業計画は、評議員会に諮問し、その後、本学院の最高意思決定機関である理事会において審議され承認されたものであり、年度ごとの目標実現に向けた指針となるものである。また、翌年度には事業報告書が取りまとめられ、使命・目的実現のための取組みに関しての報告が行われる。事業報告書は本学のホームページにも掲載され、使命・目的の実現に向けた継続的努力の実践と意思を表明している。

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

（ｉ）環境保全への配慮

本学が所在している大阪府南河内郡河南町は大阪府南部の郊外に位置し、田や畑、林

などの緑がたくさん残る地域である。キャンパスはこのような緑に囲まれており、恵まれた自然環境の中に存在している。緑豊かな丘陵に広がるキャンパスは、約 40 万平方メートルの広さを誇り、学生にのびのびとした環境を与えている。創作意欲をかきたて、作品と向き合う時間や空間を生み出すキャンパスは、まさに芸術の森のようである。アートのあらゆる可能性を追究し、夢を実現できる環境を生かした空間作りを行っている。

＜省エネルギー対策＞

平成 17（2005）年度に空調省エネシステム（ピークセーバー）を導入し、空調室外機の制動時間等をコンピュータで制御することにより、電力デマンドを抑制し、電力量を削減している。また、平成 18（2006）年度に 9 号館の屋上に太陽光発電設備を設置し、外灯の一部を太陽光・風力併用発電照明設備に変更した。平成 22（2010）年度には、新たに 12・13 号館の屋上に太陽光発電設備を設置し、省電力化と CO2 排出量の削減に取り組んでいる。

＜学内緑化＞

平成 13（2001）年度の 10 号館建築の際に屋上緑化を導入し、その後、学内各所で緑化を実施している。

（ⅱ）人権への配慮

人権に関する取組みとしては、法人本部内に人権推進委員会及び人権推進室、大学に人権教育推進委員会を設置し、教職員に対する人権意識の啓発を目的として、講演会や研修会等を企画・立案し実施している。平成 26（2014）年には「大阪芸術大学人権・同和教育基本方針」を策定。平成 27（2015）年には人権・同和教育研究所を設置し、『人権ハンドブック』を全学生及び全教職員に配付した。

＜人権推進室の取組み＞

・教職員人権研修

毎年度、人権推進委員会で決定したテーマに基づいて、教員は学科ごとに、職員は役職ごとにディスカッション形式で研修を実施している。平成 29（2017）年度のテーマは「パワーハラスメントと人権 ～だれもが気持ちよく働ける職場環境作りに向けて～」であった。

・リーフレットの作成

各種ハラスメントの防止を目的としたリーフレットを作成し、全教職員に配付している。

＜人権推進委員会の取組み＞

・学内人権週間

毎年 12 月初旬に実施する学生に向けた人権教育で、各種講演会、ビデオ上映、パネル展示等により構成している。テーマは、同和問題、障がい者問題、各種ハラスメントに加え、悪徳商法、薬物乱用、性感染症等若者が陥りやすいトラブルについても、人権問

題として捉え、取り上げている。平成 29（2017）年度は、「パワーハラスメントと人権」をテーマに外部より講師を招いて講演会等の企画を実施した。

・広報紙『芸坂』

人権教育推進委員会が発行している。本学の人権問題への取組みを年度単位でまとめ、学生・教職員に配付している。

（ⅲ）安全への配慮

＜防災への取組み＞

本学では消防法に基づき、「大阪芸術大学防災管理規程」を設けて、物的・人的被害を軽減するための防火・防災管理、震災対策について定めている。

防火管理については、庶務部長等の管理的職員で有資格の職員を防火管理者とし、建物毎に防火担当責任者を、部屋毎に火元責任者を任命して、予防、消火、通報、避難についての組織的な対応を図っており、非常時には学内組織として事務局長を隊長とした自衛消防隊を編成して対応にあたる。事務職員の中には防火・防災意識向上のため自衛消防業務講習（一般財団法人日本消防設備安全センター）を 2 日間受講し、修了証を交付されている者もいる。

震災対策では、火元責任者による建物、建築物及び設置物件の倒壊、転倒、転落の有無の検査。火気使用設備器具等の転倒防止等作動状況の検査。危険物施設における危険物品等の発火防止の検査等を実施し、地震発生時の被害拡大の予防に努めている。

また、地元の河南町より緊急時の一時避難場所として「グラウンド」が、災害時避難場所として「総合体育館」がそれぞれ指定されており、必要であれば地域住民等に提供できるようサバイバルフード等の支援物資も備蓄している。

＜施設の安全性確保＞

基本計画検討委員会建築部会により学内の建物の建築・改修計画が立案され、安全性を確保するように努めている。建物の老朽化への対応として毎年計画的に耐震化を図っており、平成 28（2016）年度に実施した耐震診断の結果に基づき、平成 31（2019）年度には、芸術情報センターの耐震補強工事を行う予定である。

＜健康安全への取組み＞

本学には保健管理室に看護師 2 名が常駐し、法人本部にある保健管理センターの医師と随時連携をとり教職員・学生の健康管理にあたっている。インフルエンザ、麻疹、風疹、結核などが発生した場合は、学校保健安全法を遵守した対応を行うとともに所轄の保健所の指導を受け学内での感染予防、及び感染者発生後の対応を行っている。平成 19（2007）年度は学内から麻疹の疑いのある患者が発生し、感染防止のため 10 日間の休講処置を実施した。また、平成 21（2009）年度には新型インフルエンザの感染防止のため、5 月に 1 週間の休講処置を実施した。その後の感染についても、保健管理室と保健管理センターにて情報の集約及び対応の一元化を図り、教育研究活動への支障を最小限に抑えるよう対応を進めている。

AED（自動体外式除細動器）は、11 号館及び総合体育館にそれぞれ設置しており、年に 1 回、消防署指導員による救命講習会を学内で実施し、教職員、学生に参加してもらい、急病等の万一の事態に備えている。

健康増進法に基づく「受動喫煙防止」「喫煙防止教育」への取り組みでは、毎年 5 月 31 日の世界禁煙デーより 1 ヶ月間、学内において禁煙啓発のキャンペーンを実施するほか、タバコを吸わない未成年者が、受動喫煙により健康を害さないよう、快適なキャンパス環境づくりに配慮し、平成 26（2014）年度に学内に 10 箇所の屋外喫煙ブースを設置した。

その他の取組みとしては、未成年者のアルコール飲酒やアルハラ防止、健康管理目的で 5 月にアルコールパッチテストを実施し、アルコールに関する指導を行っている。また、HIV 感染防止のための啓発パネル展示、保健所からの相談員を招いた「性感染（STD）などへの不安や悩み相談」、「若者を取り巻く性感染症の正しい知識」や「薬物乱用の恐怖とその現状」と題した講演会を実施して学生への啓発活動に取組んでいる。また、学園祭での模擬店等の飲食物販売に際しては、保健所の指導のもと検便による検査を実施し、学園祭用の仮設水道には消毒液を設置している。

教職員の健康管理と職場の安全衛生管理については、労働安全衛生法や就業規則に基づき安全衛生管理体制を明らかにし、労働災害防止対策の向上及び労働環境改善のために「衛生委員会規程」による衛生委員会を定期的に開催している。

平成 24(2012)年度には、専任教職員の健康管理を目的とした福利厚生の一環として、日本私立大学協会が提供するグループ共済制度の仕組みを活用した「メンタルヘルス・健康医療相談に関する窓口」を開設した。また、平成 26（2014）年の労働安全衛生法の改正によりメンタルヘルス対策が法定化されたことに伴って、全従業員に対して医師・保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施が事業者に義務付けられたことを受け、本学においても「ストレスチェック実施規程」を制定し、教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するための取り組みを強化した。

＜学生保護への取組み＞

学生の正課中や課外活動中の事故に対する傷害保険、教育実習中やインターンシップに対する対人・対物賠償保険に大学として加入している。盗難に対しては、施錠のできる貴重品ロッカーを保安室前に設置するとともに、掲示等により注意を促している。

また、大学で作成した冊子を配布し、各種悪徳商法への注意喚起、クーリングオフの方法、近隣の主な消費者センターの連絡先の紹介、薬物乱用の危険性、ハラスメント、交通事故や迷惑駐車などのマナーについて案内している。

その他、学生を対象に地元の富田林警察署による防犯講習会を実施し、下宿主に防犯ポスターの掲示を依頼する等、学生の防犯意識の啓発を行っており、春の全国交通安全週間には、同警察署の協力のもと自転車通学者へのキャンペーンとして自転車に取り付ける反射板（リフレクター）を配布し、交通指導を実施している。

経済的支援の取り組みとしては、家計支持者の急死、震災や台風などの自然災害により被害を受けた学生に対する支給奨学金制度を用意し、家計急変した学生の修学支援に取り組んでいる。

個人情報の保護については、学校法人塚本学院の「個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報の適切な保護と利用に関する取扱い方針を制定し公表している。

＜危機管理への取組み＞

本学は、平成 21（2009）年 12 月に「学校法人塚本学院危機管理ガイドライン」を設けた。従来、起こりうる事象に対して、個別に所管部署が対応する状況であったが、これを組織的に対応することで影響を最小限に抑制することを目指している。「ガイドライン」では、危機管理を安全衛生上の諸問題、情報の管理・漏えい対策、風評被害を含めた広く包括的な概念として捉えており、危機管理委員会の設置やマニュアルの整備、訓練・研修の実施など危機管理対策の基本的指針について定めている。

改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的及び経営管理については、大学の設置、運営に関連する法令を遵守し、規程を整備し適切に運営しているが、法令の改正や社会状況の変化に留意しつつ、諸規程について継続的に点検、見直しを図り対応していく。

環境保全、人権、安全への配慮については、それぞれ個別に様々な取組みを行うなどして対応が進められているが、「学校法人塚本学院危機管理ガイドライン」が定められていることを踏まえ、防災や健康管理以外の諸問題も含めた広範な意味での危機管理に対する取組みを組織的に行っていくことが今後の課題である。

教育情報･財務情報については､引き続きホームページ等を通じて積極的に公表を行っていくとともに、情報の内容や公表の方法を整理し、さらに充実したものとなるよう努めていく。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

事実の説明及び自己評価

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学院は、私立学校として責任ある学校経営を行っていくため、理事会を要とする管理運営体制を確立している。決定すべき事項は、発議→常務会→（評議員会→）理事会という流れで審議・決定を行っており、意思決定の体制が整備され、適切に機能しているといえる。理事会、評議員会については「学校法人塚本学院寄附行為」において、常務会については「常務会内規」において次のとおり定められている。

「学校法人塚本学院寄附行為」（抜粋）

（理事会）

第 17 条　この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2　理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

（評議員会）

第 22 条　この法人に、評議員会を置く。

2　評議員会は 13 人及至 17 人の評議員をもって組織する。評議員総数は理事総数の 2 倍を超えるものとする。

（評議員会の意見具申等）

第 27 条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

「常務会内規」（抜粋）

第 1 条　学院の経営及び業務の運営に関する事項を協議するため、常務会を置く。

第 6 条　常務会の協議事項は次のとおりとする。

1　理事会に付議する事項
2　理事会から付託された事項
3　緊急に処理することを要する学院の業務に関する事項
4　その他常務会において必要と認めた事項

理事長は、理事会において議長となり、重要事項をはじめ、さまざまな案件について審議し、業務の執行に当たっている。理事会は、本学院の最高意思決定機関であり、その役員の定数は、「学校法人塚本学院寄附行為」第 6 条において、理事は 6 人乃至 8 人、監事は 2 人と定めている。また、理事及び監事の選任については、「学校法人塚本学院寄附行為」第 8 条及び第 10 条において次のとおり定められている。

（理事の選任）

第 8 条　理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 塚本学院の学院長、大学の学長及び短期大学部の学長
(2) 評議員の内から評議員互選によって定められた者 1 人
(3) 前各号に規定する理事以外の理事は理事会において選任する。

2　前項第 1 号及び第 2 号に規定する理事は学院長、学長又は評議員の職を退いた時は理事の職を失うものとする。

3　理事には、選任の際現にこの法人の役員又は職員（学院長、学長、校長、園長及び教員を含む。以下同じ。）でない者が 1 名以上含まれるようにしなければならない。

4　理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。

5　この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が 1 人を超えて含まれることになってはならない。

（監事の選任及び職務）

第 10 条　監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2　監事には、この法人の理事又は職員並びに評議員が含まれることになってはならない。
3　監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
4　監事には、選任の際現にこの法人の役員又は職員並びに評議員でない者が1名以上含まれるようにしなければならない。
5　監事が再任される場合において、当該監事がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員並びに評議員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員並びに評議員でない者とみなす。
6　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
（以下省略）

平成29（2017）年度は理事会を7回、評議員会を2回開催し、予算、決算、事業計画及び事業報告、本学院、本学における重要規程の改廃、学則変更等に関する審議・決定を行っている。

改善・向上方策（将来計画）

理事会を中心とする管理運営体制は整備されており、理事会においては寄附行為に基づいて適切に開催され、理事の出席状況も良好である。

理事会の下に設置している常務会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、学長で構成されるが、他に大学、短期大学の事務局長、法人本部部長、学生部長、教務部事務部長、入試部事務部長などがオブザーバーとして参加しており、管理経営部門と教学部門の相互の連携及び意思の疎通が図られ、適切に機能している。

今後も理事会、常務会の現状の体制を維持するとともに、高等教育を取り巻く状況の変化に迅速に対応できるよう、双方の連携を強化し、機能的に意思決定を行うことができる体制を整備していく。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

事実の説明及び自己評価

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学院の管理運営機関の組織図は、図5-3-1のとおりである。

図 5-3-1　管理運営機関の組織図

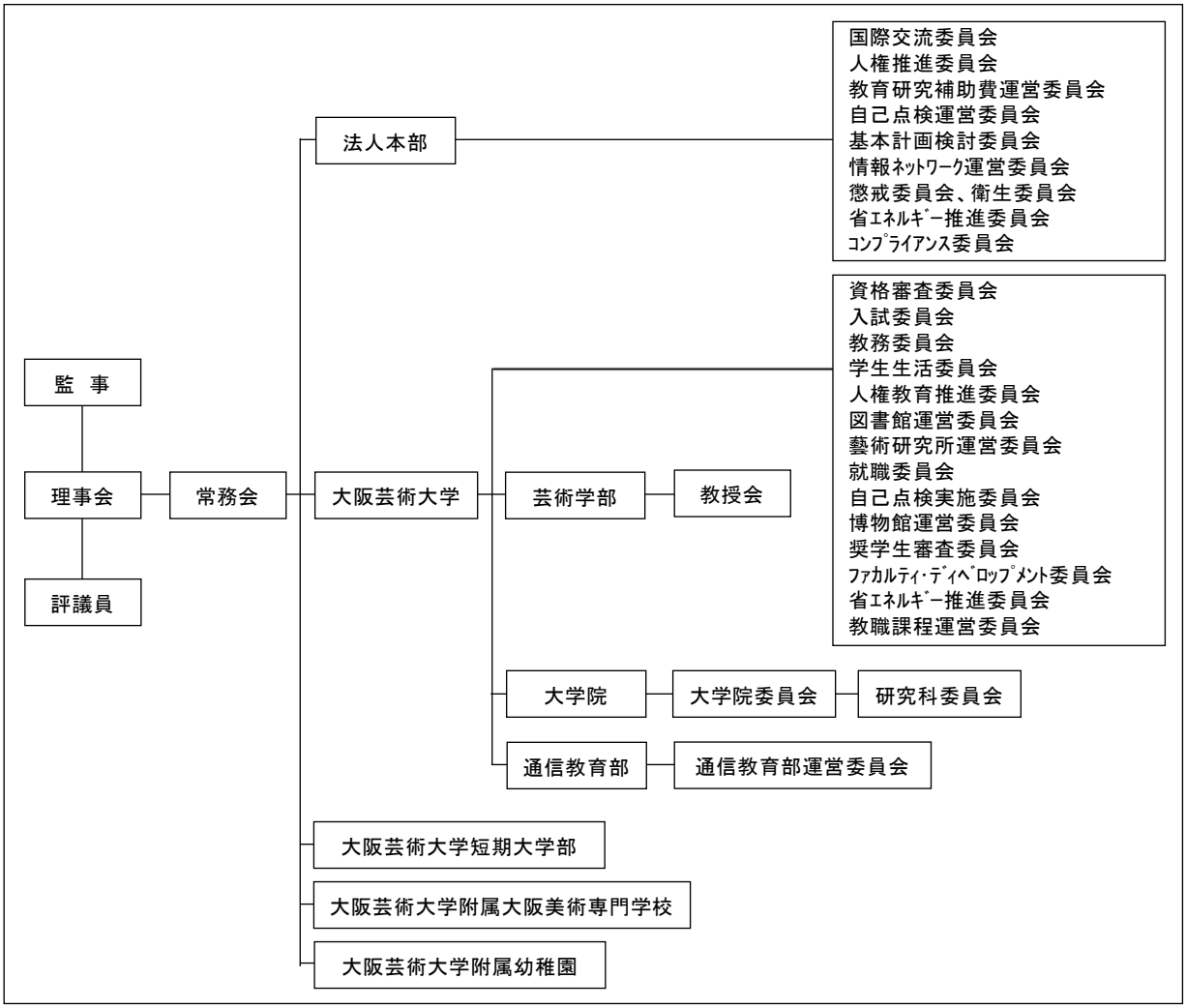

図で示すとおり、学内最高意思決定機関である理事会、評議員会が円滑に行われるための機関として「常務会」を設置している。常務会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、学長で構成されるが、他に大学、短期大学の事務局長、法人本部部長、学生部長、教務部事務部長、入試部事務部長などがオブザーバーとして参加しており、管理経営部門と教学部門が連携して学院及び大学の重要事項について検討・協議するとともに情報の共有を図っている。

教学部門の意思決定には、教授会、大学院委員会、研究科委員会、及び通信教育部運営委員会が審議機関として関与し、専門的な事項を扱う審議機関として各種委員会が設置されている。

主要な委員会は、各学科長・教養課程主任教授及び事務局関連部署の職員が委員として構成されており、各学科と大学事務局との連携・意思の疎通がスムーズに行われている。各種委員会の主要な案件は教授会に報告し承認を得ている。また、学則や規程の改廃等の重要事項については法人の最高意思決定機関である理事会でさらに審議・承認を得ることになっている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学院は「学校法人塚本学院寄附行為」第6条により2名の監事を置いている。監事の選任については、同第10条により「監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定めており、その職務に関しては、同第10条の6において「この法人の業務の監査及び財産の状況を監査すること。」とし、これに基づき適切に職務にあたっている。監事は、法人の業務及び財産状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告している。また、理事会及び評議員会に毎回出席し、学院全体の業務状況や財務状況を把握している。

また、学校法人の運営に関する重要事項についての諮問機関として、「学校法人塚本学院寄附行為」第22条に則って評議員会を置いている。評議員会は13人乃至17人の評議員をもって組織し、評議員の総数は理事総数の2倍を超えるものとしている。評議員の選任については、同23条に次のとおり定められている。

第23条　評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 塚本学院の学院長、大学の学長及び短期大学部の学長
(2) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任された者2人乃至4人
(3) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25才以上のもののうちから理事会において選任された者2人乃至3人
(4) 学識経験者のうちから、理事会において選任された者6人乃至10人

評議員の任期は4年（上記の第23条第1号に規定する者を除く。）とし、評議員会は理事長が議長となり行われる。諮問事項は「学校法人塚本学院寄附行為」第26条により次のとおり定められ、第27条において評議員会の意見具申等について規定されている。

第26条　次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
(2) 事業計画
(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
(4) 寄附行為の変更
(5) 合併
(6) 目的たる事業の成功の不能による解散
(7) 収益事業に関する重要事項
(8) 寄附金品の募集に関する事項
(9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

第27条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

本学院の理事長は、理事長と本学の学長を兼ねていることから、管理部門と教学部門の双方の意思決定に関わっている。理事長は、最高意思決定機関である理事会、評議員会、常務会等に出席して、本学院全体を包括的に把握し、本学院の経営において適切なリーダーシップを発揮している。

また、理事長、理事会による学校運営を補佐し、監査する役割として、監事ならびに評議員会が設けられており、法人における管理運営機関の相互チェックが適切に機能している。

教学部門においても教授会をはじめ各種委員会が運営規程に則って整備され、議事内容の諮問・審議が行われており、大学の意思決定における機能的な相互チェックの体制が整えられている。

改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学のコミュニケーション、ガバナンスの機能性、管理運営機関における相互チェックの体制は整備されており、円滑に業務が行われている。今後も引き続き、適切な運営が図られるよう努めるとともに、平成 27（2015）年度に策定した「学校法人塚本学院内部監査規程」による内部監査を定期的に実施し、監事による業務監査、外部監査法人による会計監査を補完する三様監査の体制を整え、管理運営機関のチェック体制の強化に取り組んでいく。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

事実の説明及び自己評価

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 30（2018）年度に完成予定のアートサイエンス学科棟新設にかかる費用を、計画通り第 2 号基本金より充当した。施設の改修等に対応するため施設改修基金を 10 億円積立し、計画的に改修を行っている。また、最先端の学習を行う為、高額となっている最先端の機器備品等への入替え等の費用として 10 億円を基金として組入れている。

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

新入生の定員を確保することにより、学生生徒納付金収入を維持している。

建物耐震化については補助金獲得により支出額抑制に努めている。資産運用についても元本確保の債券を中心に利息獲得を行い、安定的な収入の確保に寄与している。

支出については、購入物品の内容を精査することにより、無駄な購入を減らし、収支の改善につなげている。借入金は一切無く、安定的な財政基盤を確立させている。

改善・向上方策（将来計画）

入学定員の確保を中心に、学生生徒納付金収入の維持に今後とも努めていく。

人件費の割合が高いが、定年退職者により額・比率とも減少していく。教員補充につ

いては、退職金・賞与・定期昇給を伴わない年俸制の契約教員を中心に採用し人件費削減を進めていく。

5－5　会計
5-5-①　会計処理の適正な実施
5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

事実の説明及び自己評価
5-5-①　会計処理の適正な実施

会計処理は学校法人会計基準に準拠し適正に行っており、各種法令及び寄附行為に従っている。処理上の不明点については、適宜公認会計士及び監督官庁等に確認し、処理を行っている。

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、私立大学振興助成法第 14 条第 3 項の規程に基づき、監査法人による会計監査が年間延べ 85 日間行われている。毎回特に指摘事項はなく、監査報告書を受け取っている。年 2 回公認会計士と監事の意見交換を行い、相互に監査内容の精査を実施している。決算理事会においては監査内容を報告している。

監事研修会等に参加し、法令の改正や変更点等を把握し監査を実施している。

改善・向上方策（将来計画）

監事には今後も研修会等に参加し法律等の改正事項の確認を行っていく。担当職員も法規等の改正や知識の取得をするために各種研修会や説明会等に参加し業務の内容向上に努めていく。

［基準 5 の自己評価］

会計処理は学校法人会計基準に準拠し適正に行っており、各種法令及び寄附行為に従っている。処理上の不明点については、適宜公認会計士及び監督官庁等に確認し、処理を行っている。監査法人による会計監査行われ毎回特に指摘事項はなく、監査報告書を受け取っている。公認会計士と監事の意見交換も適時行っており、監査内容の精査を相互に確認している。

基準 6　内部質保証

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

事実の説明及び自己評価

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、自律的な組織として学則に定める使命・目的を達成するため、平成 4（1992）年に『塚本学院自己点検・評価規程』、『大阪芸術大学自己点検実施規程』を制定し、平成 5（1993）年に『大阪芸術大学学則』第 2 条、『大阪芸術大学大学院学則』第 2 条、平成 13（2001）年に『大阪芸術大学通信教育部規程』第 2 条にそれぞれ『自己点検・評価』の条項を定め、自己点検・評価活動に取り組んできた。

法人には『自己点検運営委員会』を置き、『常務会』をこれに充てている。また、大学には『自己点検実施委員会』を置き、学長を委員長とし、副学長、各学科長、教養課程主任教授、大学院研究科長及び通信教育部長、大学事務局長、学生部長、教務部事務部長、法人本部専務理事、総務部長を委員に委嘱している。

個々の取り組みについては、その規模や内容に応じて常務会や各種委員会などの部門ごとに自己点検・評価活動を行ってきたが、平成 22（2010）年度の日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の受審を契機に自己点検・評価について組織的に行う体制を整備し、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価に努めている。

本学の自己点検・評価は、「大阪芸術大学自己点検実施規程」に基づいて設置する大学自己点検実施委員会が実施主体となって行われている。

自己点検実施委員会は前述のとおり、学長を委員長とし、副学長、各学科長、教養課程主任教授、大学院研究科長、通信教育部長、事務局長等、大学の主要機関並びに各委員会の長によって構成されていることから、各機関及び委員会における諸課題を自己点検実施委員会において集約して検証することが可能であり、大学全体について体系的に点検・評価を行うことが可能な体制となっている。

自己点検実施委員会には下部組織としてワーキンググループ（作業部会）が設けられており、部門ごとの自己点検・評価活動の内容のとりまとめと組織的な検証を行うための報告書の作成が行われる。この報告書は自己点検実施委員会に上程され、委員会での検証、常務会及び理事会における承認を経て公表される。

改善・向上方策（将来計画）

平成 22（2010）年度に日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審した際に、「自己点検・評価を恒常的に行う体制の確立と、点検・評価結果の教育研究・大学運営の改善・向上につなげるシステムの構築」についての指摘を受けた。この指摘を契機に、自己点検・評価の実施体制を見直し「大阪芸術大学自己点検実施規程」に基づく、自己点検実施委員会を中心とした組織的な取り組み体制の整備が図られ、現在に至っている。

今後も引き続き、自己点検実施委員会を主体とした組織的な点検・評価の体制を維持し、教育研究をはじめとする大学運営の改善と向上に努めていく。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

事実の説明及び自己評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価活動の組織的な取り組みとして、平成 13（2001）年度より毎年度、学科長等連絡会を開催している。理事長をはじめとする法人の理事、大学学長、短期大学部学長、附属専門学校長、附属幼稚園長、大学院研究科長、大学・短期大学部の各学科長・主任教授、通信教育部長、図書館長、大学博物館長、藝術研究所長、各校事務局長等が一堂に会する法人あげての会議となっている。会議では、理事長、大学・短期大学部学長、各学科長等が、所掌する学校・部門ごとに「前年度の活動評価の報告」と「新年度の展望についての表明」が行われ、それぞれの抱える課題や目標を共有する取り組みである。

また、教員ごとの点検・評価活動として、専任教員全員に対して毎年度、教育研究業績についての報告書の提出を求めている。総合芸術大学としての特性から、さまざまな専門領域にわたる研究活動を広く報告できるよう、業績内容を A（著書・論文等）、B（その他の文筆や口頭による発表）、C（実技発表）の 3 つに分類して提出を求めている。前年度の自身の教育研究活動の内容を報告書としてまとめることにより、各教員が教育研究上の目標を定める契機となることを期している。研究業績書は法人本部人事課で保管され、昇任・昇格の際の参考資料としても用いられる。

事務職員に対しては、毎年度、課・室ごとに当該年度の数値目標を設定する「目標設定届」と、前年度の目標に対する達成度を報告する「目標達成報告書」を提出させている。課・室単位で共通の目標を持ち取り組むことで組織内の一体感を醸成し、業務の見直しや効率化を目指すものである。平成 15（2003）年度から続いており、自己点検・評価活動の一環として定着している。

このように、組織単位、個人単位でそれぞれの活動に対する自己点検・評価に係る報告を求めており、自発的な改善に繋げていく活動が定着している。

また、基準 2 でも述べたように、学生による授業アンケートも全学的に行われており、授業内容をはじめ、学内の施設や設備、環境等についての意見が汲み上げられ、その結果を教育研究活動に反映させる仕組みが整備されており、教育内容の向上に繋がっている。

6-2-②　IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学は平成 22（2010）年度の大学機関別認証評価の受審を契機に、自己点検・評価における各種規程、関連資料、データ等に基づく客観性のある自己点検・評価の重要性についてあらためて認識し、諸規程の整備に取り組むとともに自己点検実施委員会の事務所管部署である庶務部をはじめ図書館事務室等において、本学の各種刊行物等の収集、整理を行っている。

自己点検・評価に伴う評価報告書の作成にあたっては、学内各機関及び事務局各部署

へ関係資料及びデータの提供を求め、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価に取り組んでいる。

改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価についてまとめられた評価報告書は、本学のホームページを通じて学内外に公表されることにより、点検・評価結果の学内共有と社会への情報発信・公開が行われており、大学の公益活動を担う社会的存在としての責任が果たされている。

今後も自己点検・評価の裏付けとなる規程や、各種発行物等の資料、教授会や各委員会の議事録等について、事務所管部署において継続的に記録・収集し、誠実な自己点検・評価のためのエビデンスの整備を行っていく。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

事実の説明及び自己評価

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

自己点検実施委員会において取りまとめた自己点検・評価報告書は、理事会に提出され、改善を要する事項や、検討すべき事項については、内容に応じ各委員会や事務局各担当部署の課題として検討が指示され、その検討結果の報告が求められる。

事務組織の課・室ごとに毎年度提出を求める「目標設定届」(Plan 〈計画・目標設定〉、Do 〈実行〉) とその達成度を報告する「目標達成報告書」(Check 〈点検・評価〉、Action 〈報告・改善〉) の作成は、PDCA サイクルの確認を通して業務の見直しや質の向上につながる機会として効果的に機能している。

また、専任教員に対しても研究業績の報告を毎年度求めており、報告書の作成を通じて自発的な PDCA サイクルの確立が期待されている。

グループ全体での自己点検・評価の活用のための PDCA サイクルの仕組みとしては、学科長等連絡会が設けられている。本学をはじめ短期大学部、附属専門学校、附属幼稚園から、学長、学科長、事務局長等、各組織の代表者が参加し、年度ごとに設定された目標の表明とその達成へ向けた取り組みの紹介や報告を通して、グループ全体の相互連携と意思の疎通が図られている。

改善・向上方策（将来計画）

事務組織レベルにおける「目標設定届」「目標達成報告書」や、専任教員レベルでの教育研究業績報告の作成を通じた PDCA サイクルの仕組みは確立され、業務の改善や教育研究内容の向上につながる機会として機能しているものと考える。

今後は、大学の自己点検・評価について、収集したデータの分析と活用に向け、IR（Institutional Research）機能を整備して、自己点検実施委員会を柱とした全学的な PDCA サイクルの仕組みの確立に向けた取り組みを進めて行く。

［基準 6 の自己評価］

本学は、平成 3（1991）年の大学設置基準の改正に伴い大学における自己点検・評価が努力義務として規定されたことを契機に、「学校法人塚本学院自己点検・評価規程」「大阪芸術大学自己点検実施規程」及び学則に定めた自己点検・評価の条項に基づき、自己点検・評価を組織的に実施する体制作りに取り組んできた。

本学の自己点検・評価の取り組みは、その内容に応じて、常務会や各種委員会においてなされてきた経緯があり、事務組織レベル、教員レベルでの取り組みに関しては恒常的に行われる体制が確立できているものの、大学全体を総合的に把握し自己点検・評価を実施するための組織・体制整備といった点においては、その役割を担うべき自己点検実施委員会が十分に機能していなかった。

本学は、平成 22（2010）年の大学機関別認証評価の評価結果における指摘事項を受け、今後も継続して自己点検・評価を恒常的に行う体制を整備し、点検結果の教育研究・大学運営の改善と向上につなげるシステムの構築に取り組んでいく。